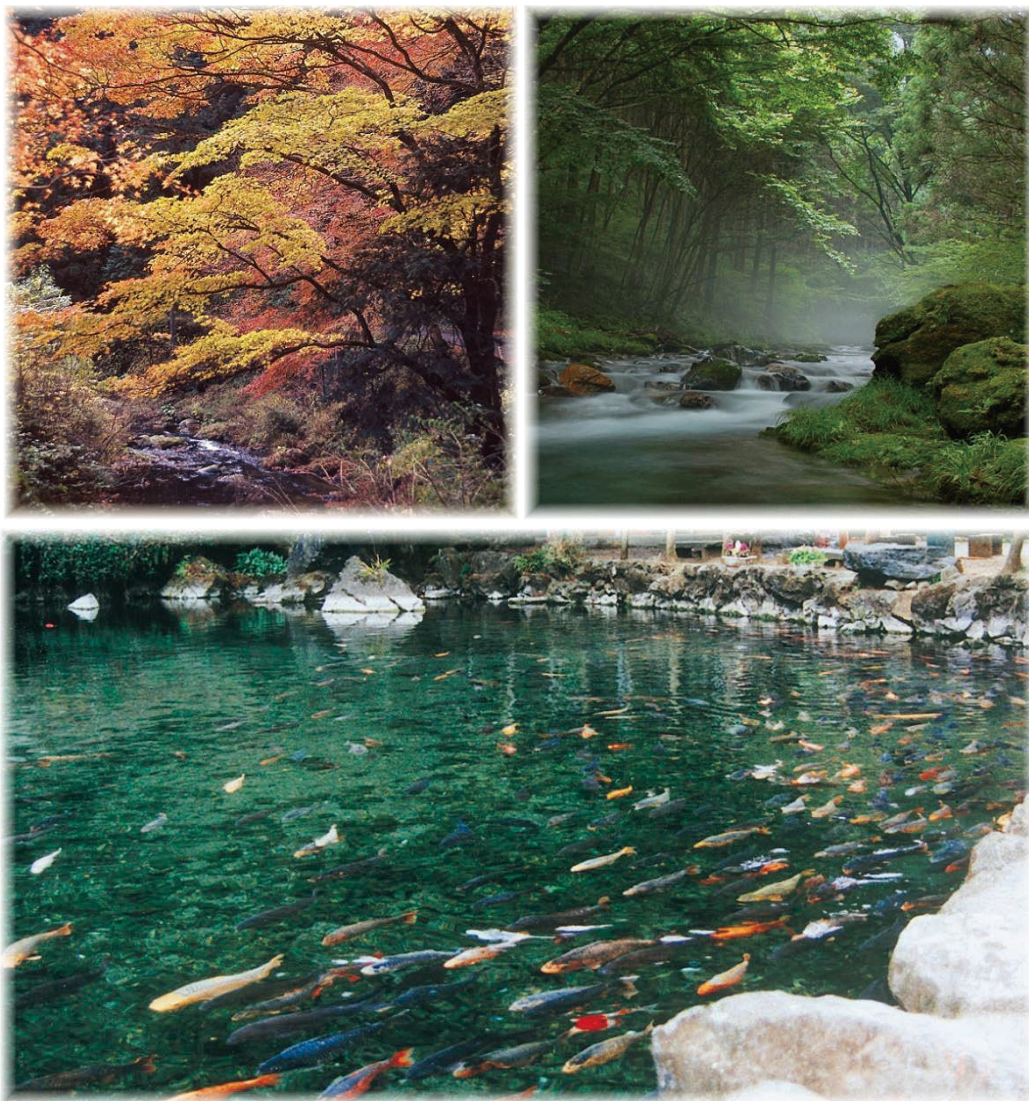


佐野市環境基本計画



平成26年3月

佐 野 市

はじめに



本市は、古く万葉集に詠われた秀麗な三毳山や安蘇の河原、戦国時代の唐沢山城跡に代表されるように、緑豊かな森林や清流、数多くの文化遺産に恵まれています。

また、「真の文明ハ 山を荒さず 川を荒さず 村を破らず 人を殺さざるべし」の言葉を遺した環境問題の先駆者である田中正造の生誕地であります。

私たちは、この豊かな自然に恵まれたこのまちを将来の世代にしっかりと引き継いでいく責務があります。

近年においては、地球温暖化などの影響により、環境問題に対する関心は高まり、環境の保全に向けての取組みは、世界的な主要課題とされております。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は私たちの暮らしに深刻な事態をもたらしました。私たちはこれまでの資源やエネルギー利用のあり方を問い直すとともに、この豊かな自然を地域の資源としてとらえて、有効に活用しながら環境の保全を図っていく必要があります。

本市では、平成21年3月に「佐野市環境基本計画」を策定し、環境の保全に積極的に取り組んでまいりましたが、こうした社会情勢や環境問題の変化を踏まえて、新たに計画の策定を行いました。

今後は本計画をもとに、引き続き市民・事業者・市の協働により地域環境や地球環境の保全と創造に向けた取組みを進め、「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」の実現を目指してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、計画の策定にあたりまして多くの貴重なご意見をいただきました佐野市環境審議会、佐野市環境基本計画策定市民懇談会の委員の方々をはじめ、多くの皆様に御礼を申し上げます。

平成26年3月

佐野市長

岡部正英

目次

I 計画の基本的事項	1
II 市の概要	6
III 環境の現状と課題	13
1. 生活環境	14
2. 自然環境	20
3. 地球環境と資源循環	29
4. 指標の経過	32
5. 市民の意識と取組状況	36
IV 計画の目指す環境の将来像	40
V 施策の展開	43
1. 「快適で安心して暮らせるまち」を目指して	45
2. 「自然と共によりいきる水と緑のまち」を目指して	53
3. 「環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち」を目指して	62
4. 「環境への思いやりと優しさのあるまち」を目指して	69
VI 重点プロジェクト	74
VII 計画の推進	82
VIII 環境配慮指針	85
1. 「快適で安心して暮らせるまち」のために	86
2. 「自然と共によりいきる水と緑のまち」のために	89
3. 「環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち」のために	93
4. 「環境への思いやりと優しさのあるまち」のために	96
5. 地域別環境配慮指針	98
資料編	103

I 計画の基本的事項

1. 計画の目的

佐野市総合計画の将来像「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」の実現に向け、地域環境、地球環境の保全と創造を目指すことを計画の目的とします。

また、環境問題の先駆者であり、郷土の偉人である田中正造の言葉「真の文明ハ 山を荒さず 川を荒さず 村を破らず 人を殺さざるべし」から、私たちの生活や産業の在り方が、地域環境や地球環境に深く関わっていることを想起し、佐野市環境基本条例の基本理念に基づいて、市内の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策の実施を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保への寄与を目指すものです。

2. 計画策定の背景

世界では、20 世紀からの大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活や経済活動に伴い、地球環境への負荷とその影響が増大し、地球温暖化・気候変動や生物多様性の喪失を始めとする地球規模での環境問題が危惧されています。また、国内では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって、放射性物質による環境汚染の問題が生じています。

我が国は、平成 24 年 4 月に「第四次環境基本計画」を策定し、国際的な潮流を踏まえ、「経済・社会のグリーン化（環境配慮型への転換）とグリーン・イノベーション（環境分野の技術革新）の推進」「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」等を事象横断的重点分野に掲げるとともに、原子力発電所の事故により拡散した放射性物質に対する今後の具体的な取組も示しました。

県においても、平成 23 年 3 月に「栃木県環境基本計画」を策定し、「環境学習・環境保全活動を推進するための人づくり」「再生可能エネルギーの利活用と EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）タウンの構築による地球温暖化防止の取組」「水環境保全の取組」「ごみゼロ社会の実現に向けた「3R」（発生抑制・再使用・再生利用）の推進」「里地里山及び河川・湿地の保全・再生の取組」「協働による森林・みどりづくりの取組」を重点的な取組に掲げています。

一方、本市では、古くから豊かな森と山から流れる清らかな水に恵まれ、その足下には緑と田園に囲まれた街が発展し、自然と共にある都市が形成されています。また、環境問題の先駆者「田中正造」の生誕地であることから、「環境」の地域イメージを持つようになっています。さらに、日照量が多いことから、太陽光発電事業にも期待が集まっています。このように多様な地域資源を有する一方で、生活や自動車などからの環境負荷の低減、ごみの減量化・再資源化の推進と不法投棄の防止、近隣騒音などの迷惑行為の抑制、人工林や雑木林の適正管理、さ

らには、原子力発電所の事故により飛来した放射性物質への対応など、地域的な課題も抱えています。

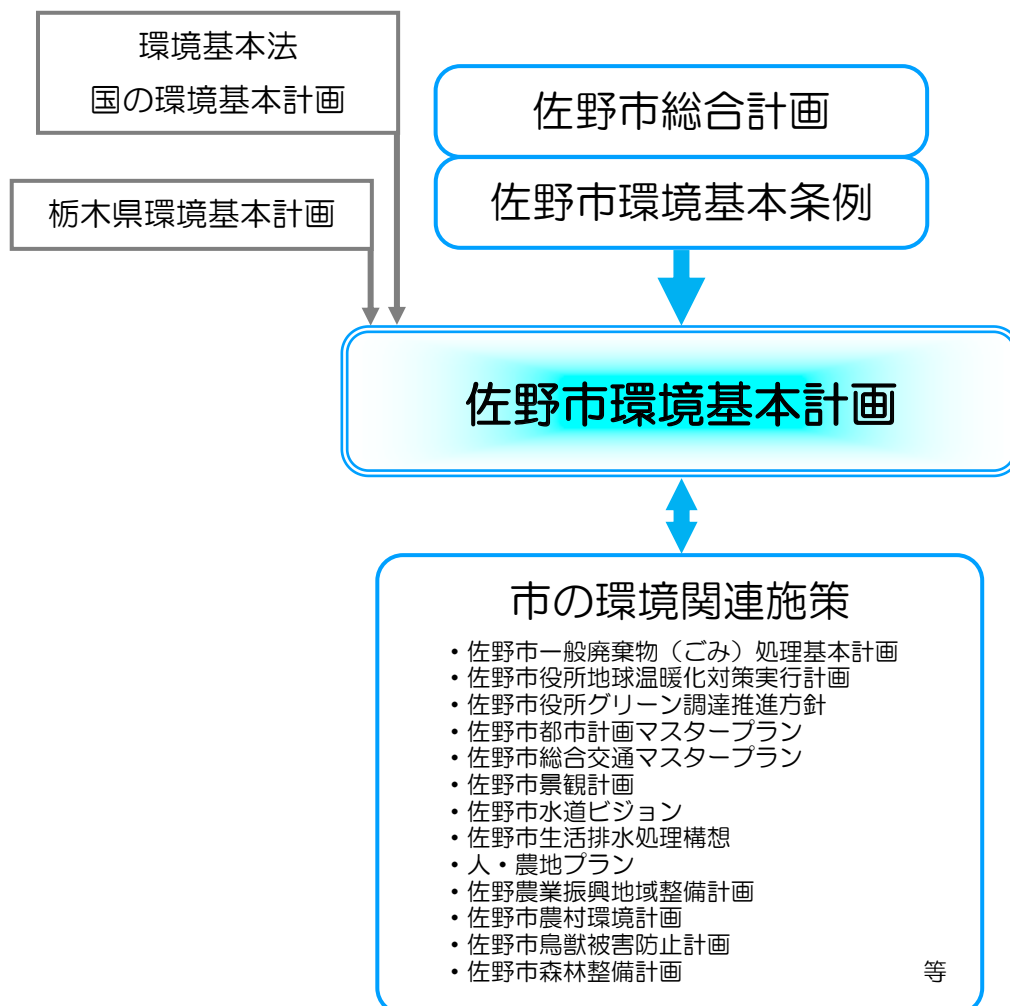
本市では、これまでこのような地域の特性を踏まえながら、環境の課題と地域資源の活用に積極的に取り組むことを目指し、「佐野市環境基本計画」を推進してきました。このたび、同計画が策定後 5 年目を経過するとともに、東日本大震災等による大きな社会情勢や環境問題の変化、最近の国・県の動向や新たな市政方針を反映すべく、計画の見直しを行いました。

3. 計画の位置付け

本計画は、佐野市環境基本条例第 9 条に基づき定めるもので、市政における環境面での総合計画と位置付けられます。

庁内の連携を図るとともに、国・県の環境政策との整合を図り、効率的、効果的な計画推進を目指します。また、市民・事業者・市・滞在者の各主体の役割と取組の方向を明確にし、協働の推進を目指します。

図：計画の位置付け



4. 計画の期間

本計画の期間は、佐野市総合計画との整合を図り、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間とします。

5. 計画の対象

本計画の対象とする地域は、佐野市全域とします。

また、本計画の対象は、大気環境、水環境、騒音等の「生活環境」、森林、里地・里山、動植物等を中心とする「自然環境」、エネルギー、廃棄物等の「地球環境と資源循環」とします。

図：計画の対象



三轟山からみた佐野新都市地区周辺

6. 各主体の役割と連携

本計画に掲げる目標を実現していくためには、地域を構成する市民・事業者・市・滞在者が環境の保全及び創造に向け、それぞれの役割を分担し、相互に連携し協力していくことが必要です。

次に各主体の役割と連携の在り方を示します。

●市民の役割

- 日常生活における廃棄物の発生抑制、資源、エネルギーの節約を図り環境負荷の低減に努めます。
- 身近な自然の保全と保護に努めます。
- 市等が行う環境保全活動や環境学習に参加します。
- 市民団体や NPO 等においては、各主体や他の団体との連携・協力を図りながら、様々な活動を通して環境保全に貢献します。

●事業者の役割

- 公害の防止や自然環境の保全と保護に努めます。
- 廃棄物の発生抑制、適正な処理及び循環的な利用につながる再生資源等の原材料の利用により、環境への負荷低減を図ります。
- 地域の環境保全活動や市が行う環境施策への協力に努めます。
- 地域住民への環境に関する情報の提供などにより、市民と協力して環境面での地域貢献を果たします。

●市の役割

- 市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施します。
- 市民・事業者・滞在者が計画に基づく取組を自発的に行えるよう支援します。
- 市民・事業者及び近隣の自治体や国・県と協働、連携し、環境の保全及び創造に関する取組を推進します。

●滞在者の役割

- その滞在期間において、自らの行動に伴う環境負荷の低減に努めます。

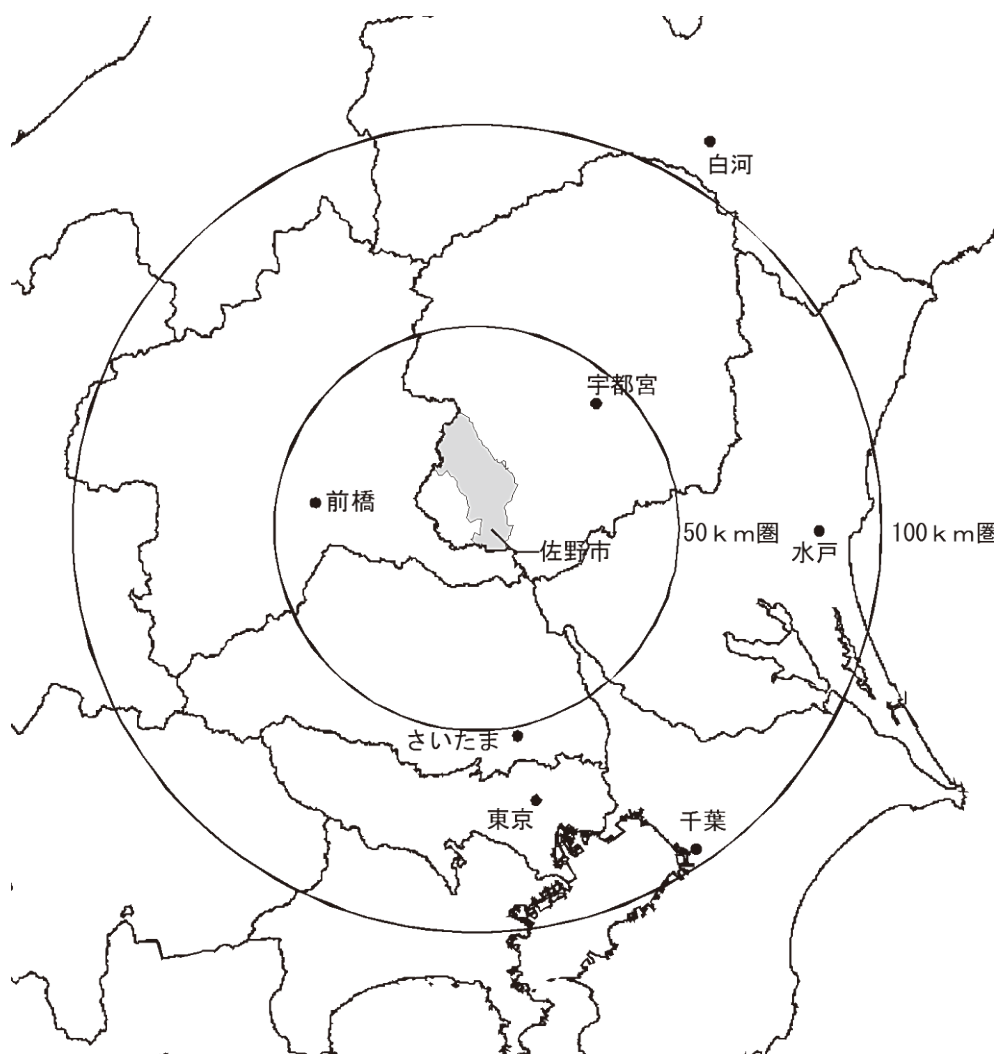
Ⅱ 市の概要

1. 地理的位置

本市は栃木県の南西部に、また、足尾山地の南側に位置しており、東は栃木市、岩舟町、西は足利市、群馬県桐生市、南は群馬県館林市、板倉町、北は氷室山や根本山を始めとする 1,100m 級の広大な山岳地帯を経て鹿沼市、群馬県みどり市と接しています。

また、首都東京までは 70km、県庁所在地の宇都宮市までは 40km の位置にあります。

図：佐野市の位置

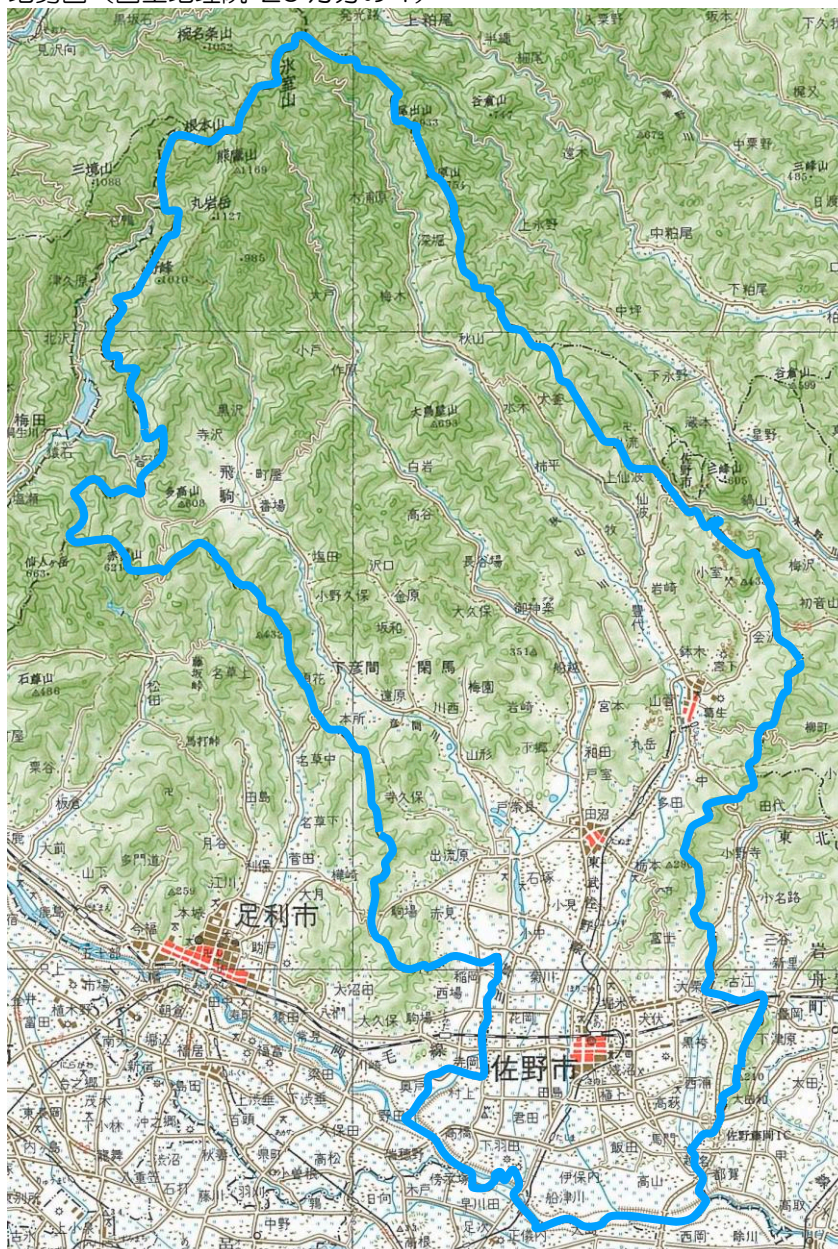


2. 地勢

本市は、北部は山地、南部は台地と低地からなっており、標高差は約 1,000mあり、面積は 356.07km²となっています。佐野台地は市街地中心部を占める地域で、主に市街地、住宅地、工業用地として利用されており、南部には水田、畑地の農用地が分布しています。

山地からは秋山川、彦間川、旗川が流下し、河川流域を形成する尾根が市境となっています。山地は主に林地として利用され、田沼地域、葛生地域には大規模な石灰石採掘場、採石場が分散しています。秋山川、旗川等に沿って狭長に分布する低地には、集落が散在し、耕作地は主に水田として利用されています。

図：地勢図（国土地理院 20 万分の 1）

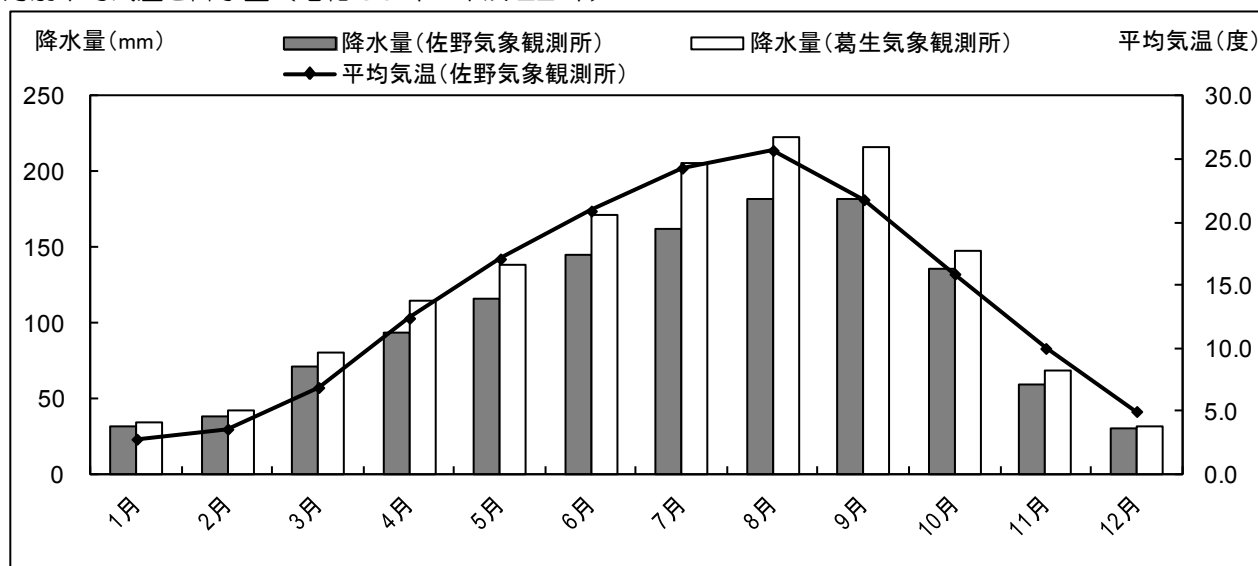


3. 気候

本市の気候は、夏に降水量の多い太平洋気候区に属し比較的温暖ですが、内陸部のため気候の年較差・日較差が大きくなっています。また、北部の山間部では、南部及び西部と比べて標高差が約 1,000m あるため、冬季には積雪があり、4 月初旬においても残雪が見られることがあります。

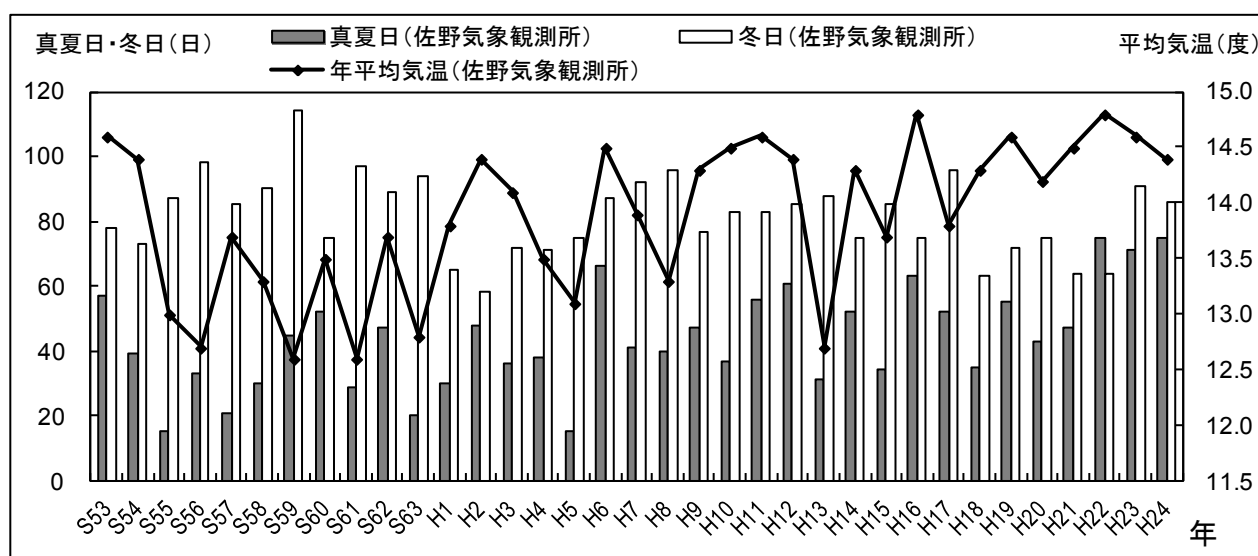
関東平野の内陸地方に位置する本市は、夏に著しい高温となり、平成 19 年に佐野気象観測所で 38.9 度、佐野地区広域消防組合消防本部の観測記録で 40.5 度の記録があります。

月別平均気温と降水量（昭和 56 年～平成 22 年）



出典：気象庁気象統計情報の佐野気象観測所及び葛生気象観測所の観測値によります。

年平均気温、真夏日及び冬日の日数の推移



出典：気象庁気象統計情報の佐野気象観測所の観測値によります。

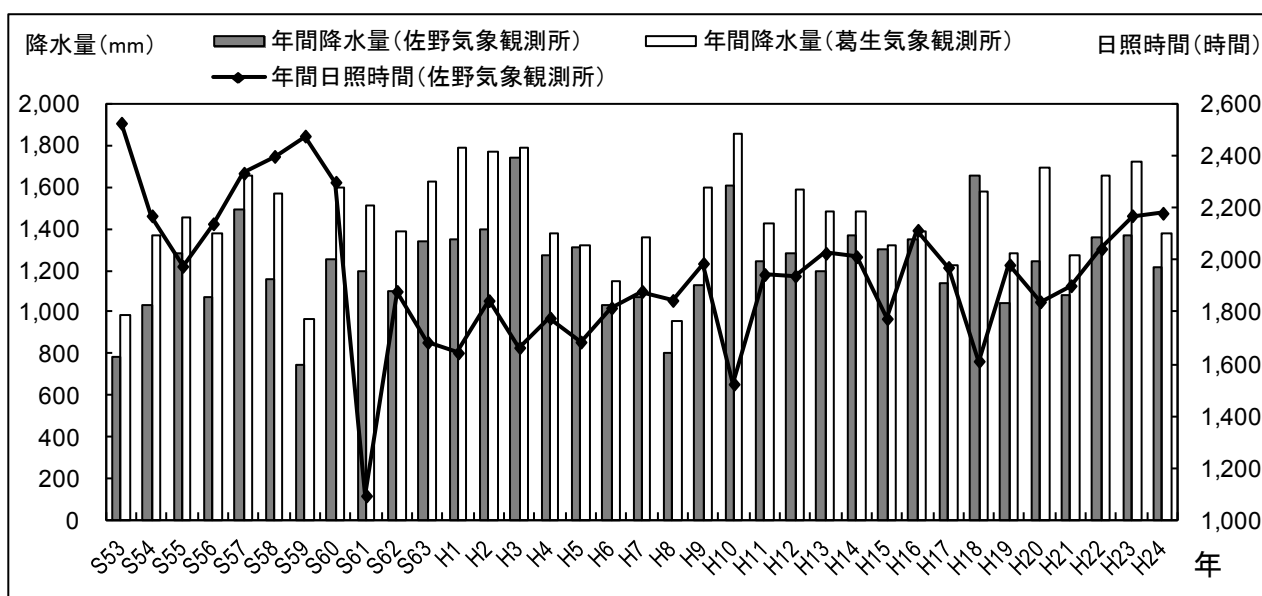
注）欠損のあるデータをそのまま引用した部分があります。

Ⅱ 市の概要

年間日照時間の平均値（平成 15 年～平成 24 年）は、佐野気象観測所で約 1,900 時間となっています。日本各地（都道府県庁所在地）の年間日照時間は概ね 1,500～2,200 時間程度であることから、本市の年間日照時間は比較的長いと言えます。これは、本市が位置する関東平野が、冬季に快晴が続くことによるものと考えられます。

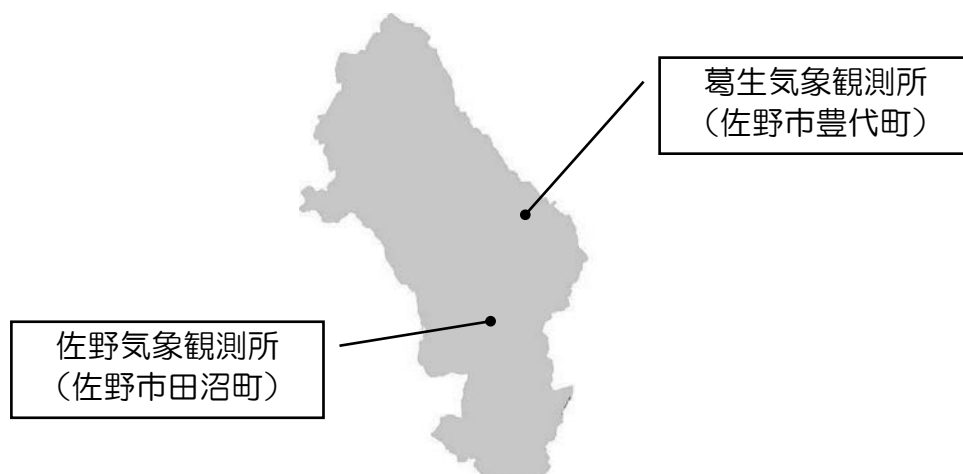
降水量は、平地よりも山間部で多い傾向にあり、年間降水量の平均値（平成 15 年～平成 24 年）は、佐野気象観測所で約 1,240mm、葛生気象観測所で約 1,470mm となっています。月別では 8 月から 9 月がピークで、冬季はほとんど降らない月があるほど少なくなります。

年間降水量、年間日照時間の推移



出典：気象庁気象統計情報の佐野気象観測所及び葛生気象観測所の観測値によります。
 注）欠損のあるデータをそのまま引用した部分があります。

図：市内の気象観測所



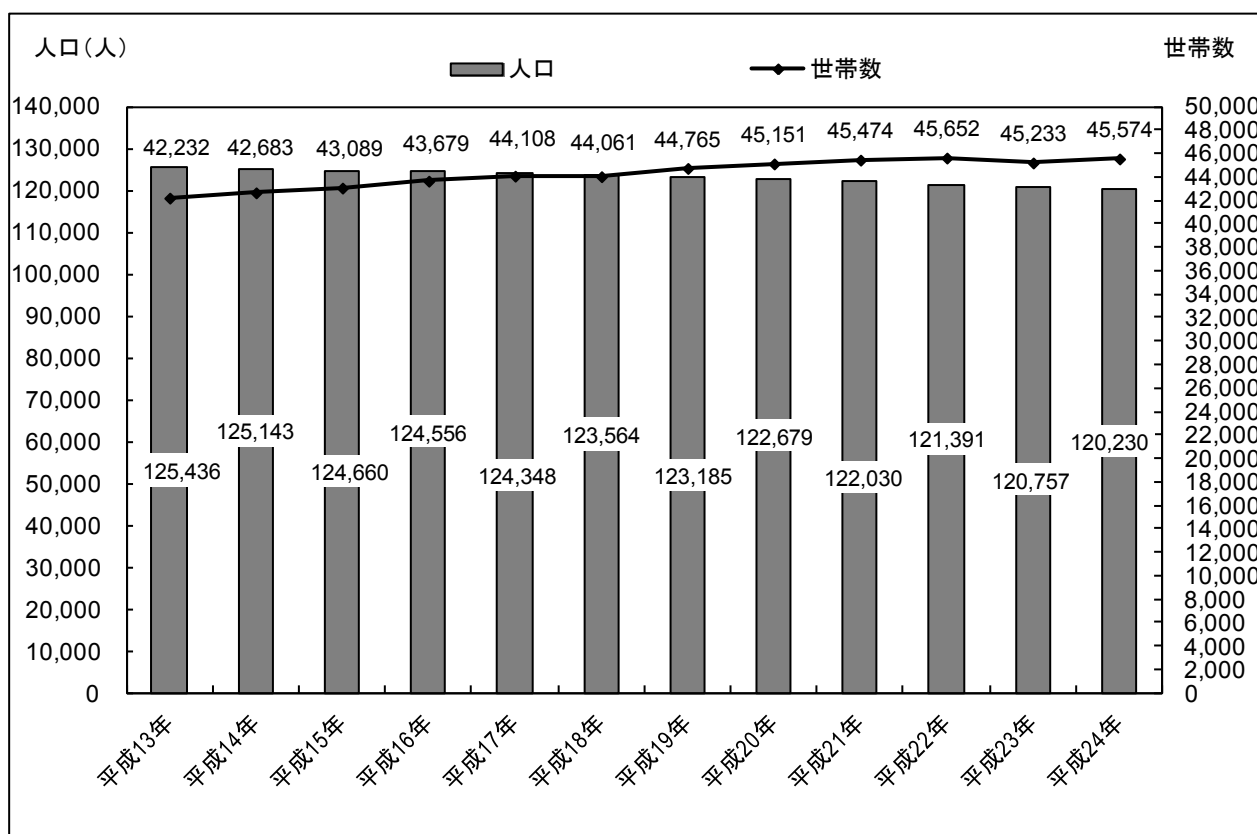
4. 人口

本市の人口は 119,722 人、世帯数は 46,146 世帯となっています（平成 25 年 4 月 1 日現在、推計人口）。前計画策定時から人口は約 1.9%減少し、1 世帯当たり人員も 2.68 人から 2.59 人に減りました。

年齢構成では、平成 17 年及び平成 22 年の国勢調査によると、65 歳以上の比率が 21.8%から 24.4%に上昇し、若年層が減っています。

平成 26 年 3 月策定の「佐野市総合計画後期基本計画」では、平成 29 年度の人口を 114,210 人と想定しています。世帯数については今後更に核家族化や世帯の多様化が進展することが見込まれることから、46,870 世帯と想定しています。

人口及び世帯数の推移



出典：佐野市統計書 推計人口 各年 4 月 1 日

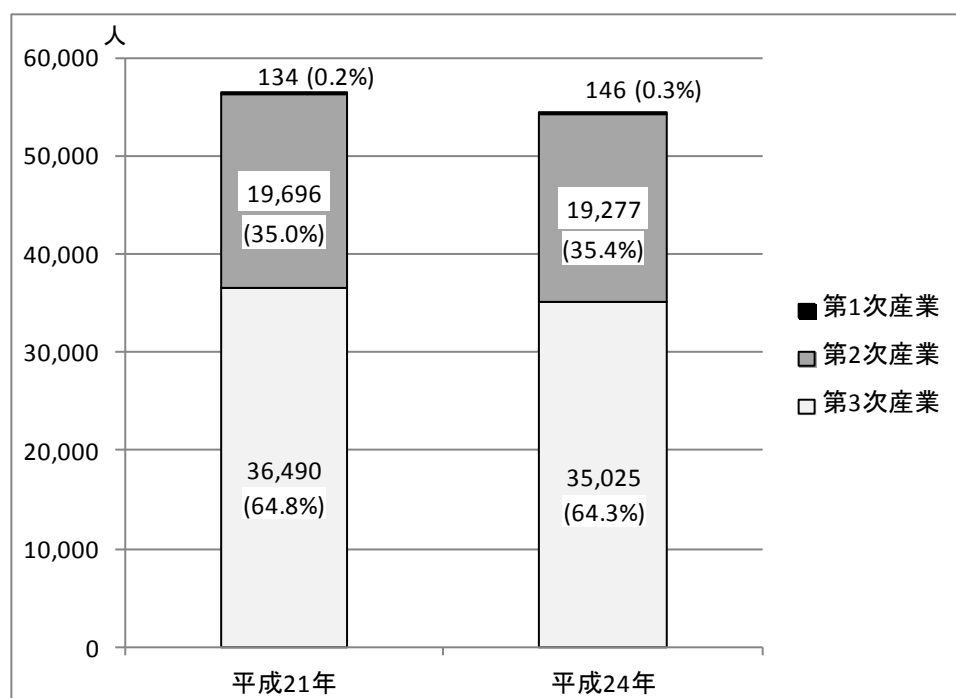
5. 産業

産業別従業者数を見ると、平成 24 年には第 2 次産業が 35.4%、第 3 次産業が 64.3%を占めるようになっています。

本市の農業は、一戸当たりの経営規模が県平均と比較して小さい農家が多く、専業や第一種兼業農家の割合は少なくなっています。

工業において出荷額が高いのは、食料品、輸送機械、一般機械、プラスチックとなっています。商業では、佐野新都市地区や幹線道路沿いの大型店が市内外から客を集めています。

産業別従業者数



出典：平成 24 年経済センサス-活動調査（佐野市）

Ⅲ 環境の現状と課題

1. 生活環境

(1) 大気環境

①大気環境の現状

大気汚染は、自然現象によるものもありますが、大部分が工場・事業所の生産活動や、自動車の走行などから排出される各種汚染物質によって引き起こされ、著しい場合には呼吸器疾患等の健康被害につながることがあります。

県では、安蘇庁舎において環境基準が定められた二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（O_x）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する測定を行っています。自動車排出ガスについても、県が田島Y字交差点で測定を行っています。

光化学オキシダントは、全国的にも環境基準の達成率が低く、本市においても環境基準を達成していません。市境を越えて汚染物質が移動する広域的な大気汚染であり関東地方全体の問題です。微小粒子状物質（PM_{2.5}）も広域的な問題であり、国外からの流入もあります。本市でも一時的な濃度上昇が観測されています。その他の物質については、環境基準が継続的に達成されています。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）と同様に原因地域が国外まで広がっている問題として、酸性雨による森林や水環境への影響が懸念されることから、県が測定を行っています。

また、石灰石採掘場や採石場を有する田沼地域、葛生地域は、沿道の粉じん対策が必要な地域となっています。降下ばいじん量は以前より大きく減少し、近年は横ばいの状況にあります。

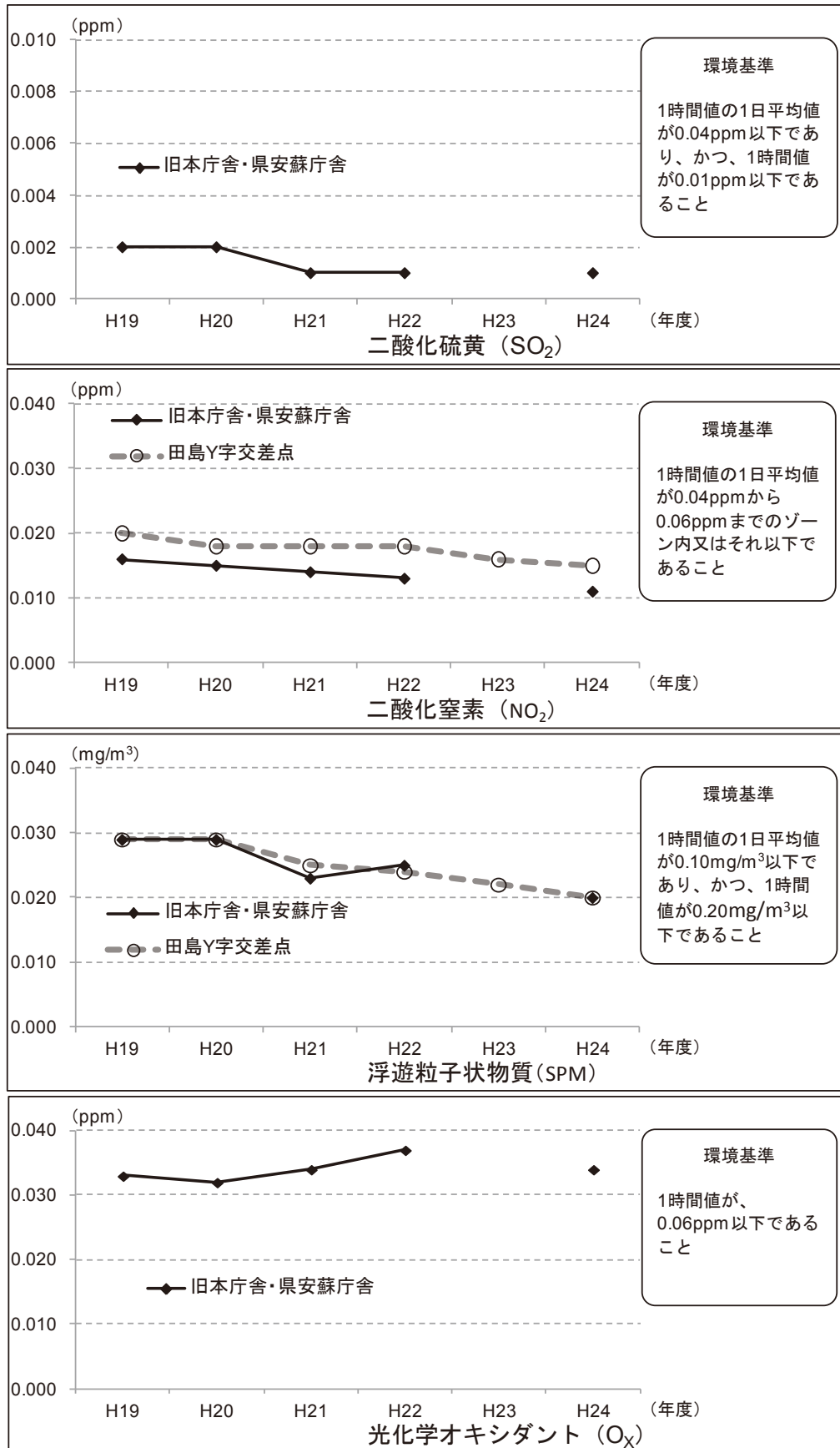
東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放射性物質が本市全域を含めた広範囲に拡散し、本市では北部山林において比較的高い空間放射線量率を確認しました。現在、国等の方針の下に空間放射線量率を監視し、その状況を公表しています。また、これまでに健康被害等の問題は、見られていない状況です。

野焼き行為は原則禁止されており、農林業での例外はありますが、煙害や悪臭等の苦情にもつながることから、啓発や指導等の対応を行っています。

②大気環境の課題

- 自動車交通及び工場・事業所の排出ガスによる大気環境への影響
- 光化学オキシダント、酸性雨、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の原因地域の広域化
- 野焼き行為による生活環境への影響
- 空間放射線量率の状況

大気汚染物質の経年変化（年平均値）



注) 旧本庁舎・県安蘇庁舎測定局について

- ・平成 19～22 年度は旧本庁舎、平成 24 年度は県安蘇庁舎の測定値です。
- ・平成 23 年度の旧本庁舎の解体に伴い、測定局を県安蘇庁舎に移設しました。それに伴い、平成 23 年度は年間有効測定時間を満たせなかったため、有効な測定値がありません。

(2) 水環境

①水環境の現状

本市の河川（公共用水域）は、利根川水系渡良瀬川に代表され、これに流入する中小 6 河川と支流の 5 河川を中心に構成されています。豊かな森林の水源かん養機能を背景にして、清らかな水源や湧水・伏流水に恵まれています。そのため、本市の上水道は、地下水を水源としています。地上を流れる河川は人里近くで排水の影響を受けますが、状況は河川によって異なっています。

有機性の水質汚濁に関する生活環境項目については、国・県による公共用水域水質調査では、代表的な指標である BOD の環境基準が達成されています。また、市が 22 地点で行っている定期的な調査では、渡良瀬川とその上流の才川、菊沢川、秋山川、三杉川で汚濁が見られますが、生活排水対策による改善も見られます。有害物質等について 27 地点で、河川水質調査を定期的に行っています。健康被害につながる可能性がある有害物質等については、国・県による公共用水域水質調査と、市による 27 地点での水質調査のどちらにおいても、問題は見られません。

公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽を合わせた生活排水処理施設は、近年普及が進んでおり、処理人口普及率は平成 24 年度で 73.2%、公共下水道処理区域内の水洗化（接続）率は 92.2%となっています。

地下水については、県の地下水水質調査のほか、市で市内 41 か所の井戸において年 2 回、有害物質等の水質分析を行っています。

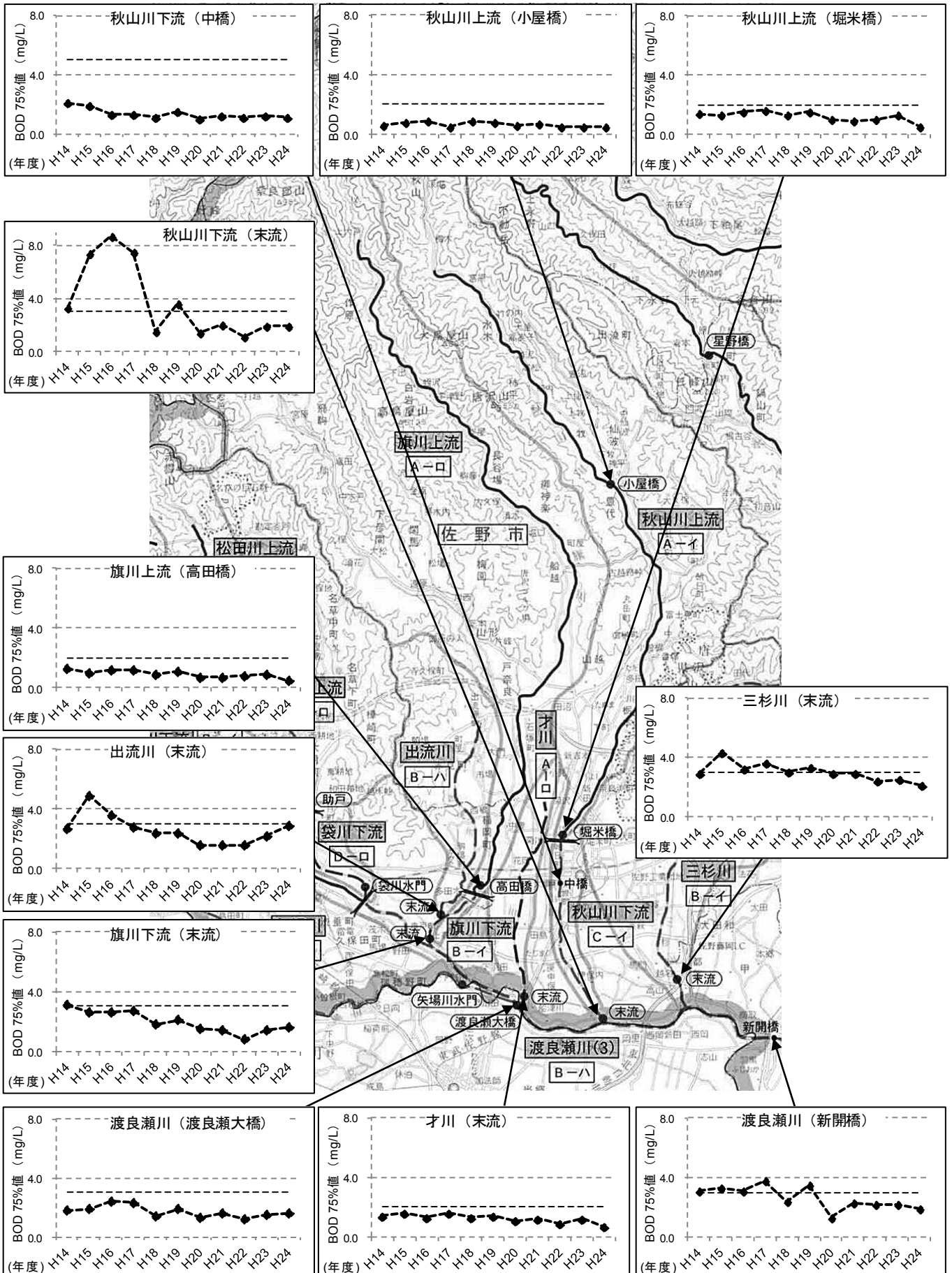
東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放射性物質が飛散し、それらの一部が本市にも到達したことから、国等の方針の下に公共用水域、地下水、水道水における放射性物質を監視し、その状況を公表しているほか、一部地域で飲用している表流水について、市において独自に監視し、その状況を公表しています。

②水環境の課題

- 生活排水による河川下流域の水質汚濁
- 下水道等の生活排水処理施設の普及向上及び適正管理
- 工場や事業所からの排水による水質汚濁
- 新たな地下水汚染や汚染範囲拡大に対する対応
- 公共用水域や地下水、水道水、飲用表流水における放射性物質の状況

河川（公共用水域）の水質の経年変化

※グラフ中の水平な実線は環境基準値



(3) 土壌環境・地盤環境

①土壌環境・地盤環境の現状

土壌環境では、有害物質による土壌汚染は見られません。

地盤環境については、本市を含む関東平野北部地域で長期的に地盤沈下が進行していることから、県が観測を行っています。

②土壌環境・地盤環境の課題

- 地盤沈下の継続的な監視と対策
- 地下水の過剰な採取の制限

(4) 騒音・振動・悪臭

①騒音・振動・悪臭の現状

騒音・振動及び悪臭は、人の感覚や生活環境に左右されるいわゆる感覚公害と言われています。市街地の拡大による住居と工場や店舗との近接化、生活水準の向上とともに、高まっている生活環境の質的向上に対する欲求により、これまで許容範囲として容認されていたものが苦情となって現れてきています。

交通騒音は、道路での測定では基準を満たしていますが、道路に面する地域の調査では基準を満たしていない地域もあります。

また、ライフスタイルの多様化や住宅の密集化により、法律や条例で規制対象とされていない家庭生活やペットについての、騒音や悪臭に関する苦情が増加しています。

②騒音・振動・悪臭の課題

- 事業所からの騒音・振動・悪臭の監視
- 交通量の多い路線における道路交通騒音
- 住宅の密集化による近隣騒音への対応
- 複雑化する感覚公害に関する苦情への対応

(5) 有害化学物質

①有害化学物質の現状

事業所においては多量の化学物質が使用されており、地下水の汚染や大気中への排出による健康への影響とともに、オゾン層破壊のような地球環境への影響が懸念されます。

このため PRTR 制度（化学物質の取扱状況を公表する制度）に基づく第一種指定化学物質等の排出量及び移動量の届出が義務付けられています。本市においても多くの事業所が PRTR 制度に基づく届出をしています。

ダイオキシン類については、県で「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、監視を行っています。

また、農薬については、農業の現場では安全への配慮や適正な使用の面で改善がなされてきた一方で、一般家庭での不適切な取扱いが問題となることがあります。

②有害化学物質の課題

- 化学物質による環境汚染の実態把握と未然防止
- ダイオキシン類排出の監視
- 化学物質情報の共有化
- 家庭での農薬の適正な使用

2. 自然環境

(1) 森林

①森林の現状

本市の面積の 6 割を占める田沼地域、葛生地域の山間部の大部分はスギやヒノキの植林による針葉樹林であり、尾根付近にコナラ等の落葉広葉樹林が帯状に残されています。

また、佐野地域にはアカマツ林が、唐沢山には県でも自生の少ないスダジイが生育する植生が残されており、暖地性植生の生育地として貴重な地域となっています。

森林は、木材や林産物の供給のほか、水源のかん養、二酸化炭素の吸収・固定、快適な生活環境の保全・形成、多様な生物の生息空間の提供、さらには、優れた自然景観の提供などの多様かつ公益的な機能を持っています。

近年、林業生産活動の停滞や林業従事者の減少、高齢化による管理不十分な森林の増加、ライフスタイルの変化や各種の開発に伴う森林の減少の問題が発生しています。

特定の野生鳥獣（ニホンジカ、ツキノワグマ等）による植栽木への食害や木材の皮剥等の林業被害が発生しており、市は、「佐野市鳥獣被害防止計画」を策定し、林業者や猟友会等と連携して、鳥獣被害の防止を図っています。

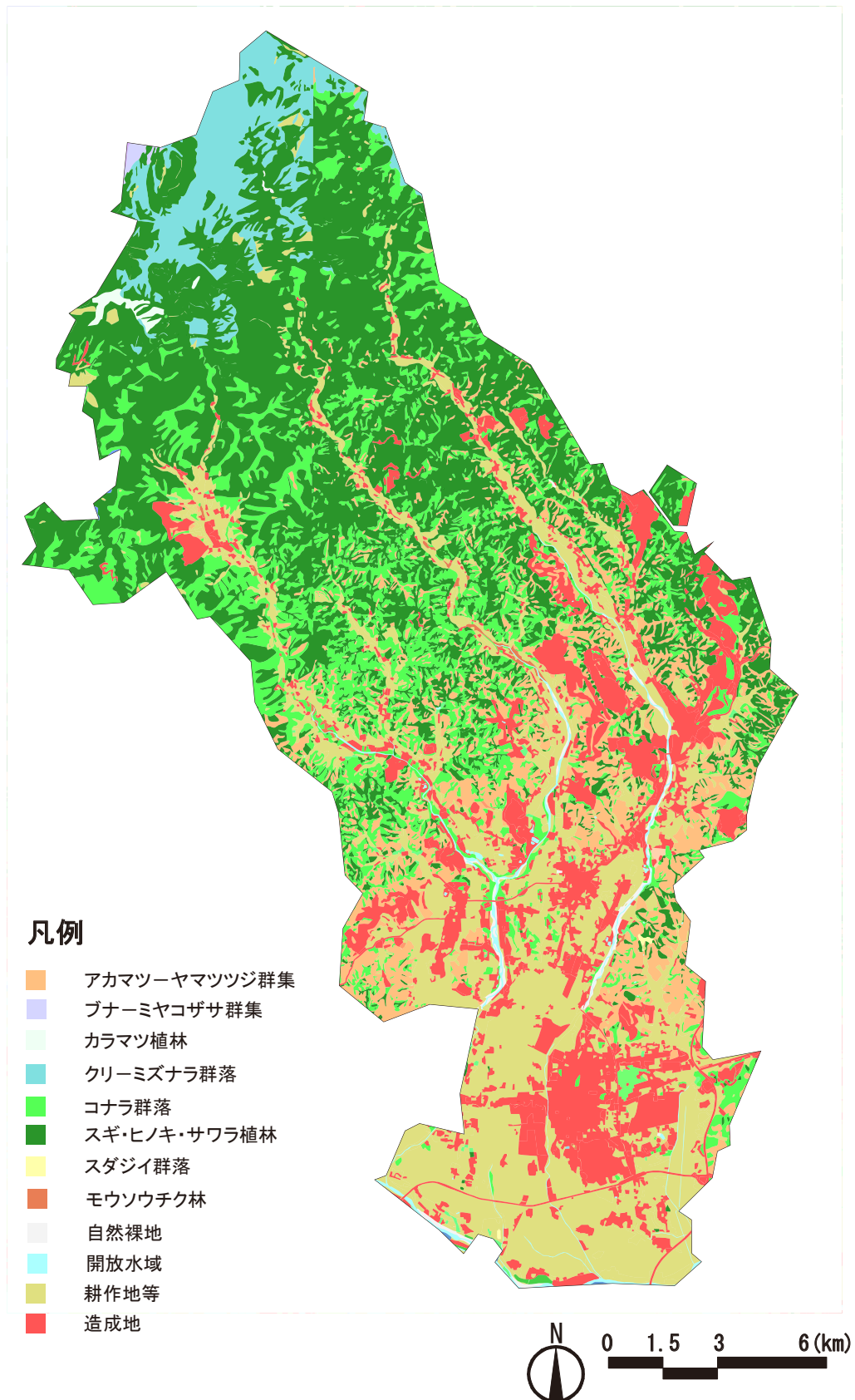
②森林の課題

- 森林の保全・整備及び循環利用の推進
- 森林の二酸化炭素吸収能力の保持向上
- 林業生産活動の維持
- 野生鳥獣による林業被害



秋山川上流の森林

図：植生の分布状況



(2) 里地・里山

①里地・里山の現状

山林や平地林と農地により構成される里地・里山は、身近な自然や親しみのある風景として、また、多様な生態系を形成するなど多くの役割を果たしています。

平地林は、かつてこの地方の原風景として関東平野に広がっていましたが、開発や農林業様式の変化に伴って減少し、管理が行き届かないところが増えています。

特定の野生鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ等）による林産物への食害が深刻化しており、その原因としては、森林や里地・里山などの生息環境の変化、耕作放棄等の農地の荒廃、生物の人里環境への適応などが考えられています。市は、「佐野市鳥獣被害防止計画」を策定し、農林業者や猟友会等と連携して、鳥獣被害の防止を図っています。

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放射性物質が飛散し、それらの一部が本市にも到達したことから、国等の方針の下に県が林産物について調査を行い、その状況を公表しており、原木シイタケ等の出荷制限が行われました。

②里地・里山の課題

- 平地林の保全と管理
- 里地・里山の多様な生態系の維持
- 野生鳥獣による林産物への被害
- 林産物における放射性物質の状況



里山のクヌギ林

(3) 農地

①農地の現状

市内の農業は稲作を中心としてきましたが、施設園芸や果樹栽培等により、都市型農業としての自立が図られています。また、担い手への農地の集積、大規模経営化が進められていますが、担い手（認定農業者等）の数は減少傾向にあります。ため池や用排水路の維持管理の対策も必要となっています。

耕作放棄地は中山間地域に多く、市全体では徐々に減る傾向にあるものの、高齢化や担い手不足などによって解消が難しい状況にあります。

特定の野生鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、ツキノワグマ、カラス、ヒヨドリ等）による農作物に対する食害が深刻化していることから、市は、「佐野市鳥獣被害防止計画」を策定し、農業者や猟友会等と連携して、鳥獣被害の防止を図っています。

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による放射性物質については、国等の方針の下に県が農産物について調査を行い、その状況を公表しています。本市では、事故当初にかき菜等の出荷制限がありましたが、現在は影響は見られません。

②農地の課題

- 耕作放棄地の解消
- ため池、用排水路の適正管理
- 農地保全による多様な生態系の維持
- 野生鳥獣による農作物への被害
- 農産物における放射性物質の状況



農地（富士町）

(4) 水辺環境

①水辺環境の現状

秋山川、旗川が本市を南北に流下し渡良瀬川に注いでいます。これらの河川特有の生態系が保たれ、公園、キャンプ場等のレクリエーションや教育の場として活用されています。

佐野地域には、菊沢川のように古くからの姿をとどめた河川が存在し、近年、本県を代表する植物の一つとして貴重な「ナガレコウホネ」が分布していることが確認されています。

また、市内には環境省の日本名水百選に選定された出流原弁天池、人丸神社の湧水池を始めとし、各所に自然環境の優れた湧水池があり市民の憩いの場となっています。

②水辺環境の課題

- 河川の多様な自然の保全
- 人と自然とのふれあいの場の確保
- 湧水池とその周辺環境の保全と保護



湧水池の出流原弁天池

(5) 生物多様性

①生物多様性の現状

本市は、南北に長い地域で、北端部にはブナやミズナラの生育する冷温帯を特徴付ける植物が多く生育しています。また、田沼地域や葛生地域には、石灰岩が分布し好石灰岩植物も生育しています。さらに、田沼地域には4つの自然環境保全地域（根本沢、作原、栃久保、長谷場）が、葛生地域の氷室山には氷室自然環境保全地域があり、北部の自然環境保全地域を中心に、県でも分布の限られる山地性植物が生育する貴重な地域となっています。

動物では、自然度の高い森林に生息するヤマネ、ツキノワグマ、テン、カモシカ、クマタカ等が田沼地域、葛生地域で確認されています。その他、農地や平地林といった様々な環境に多くの種類の動物を確認することができます。

しかし、ペットや飼育していた動物の放棄により、ウシガエル等の外来種が確認されています。そのため、従来その地域に存在していなかった動植物が、人為的な要因により持ち込まれた結果、その地域特有の生態系に影響を及ぼしています。

②生物多様性の課題

- 身近な自然環境・動植物の保全と保護
- 希少な動植物種の保護及び生息・生育地の保全
- 外来種の防除と生息・生育域の縮小
- ペットの適正な飼育



生態系の多様性の表れである^{もっさるい}猛禽類（左からオオタカ、サシバ、アオバズク）

(6) 市街地の緑化

①市街地の緑化の現状

市街地の公園や緑地は市民に潤いと安らぎを与え、快適な都市環境の創造に重要な役割を担っています。また、空気浄化、ヒートアイランド現象の抑制、地域の水循環の保全など多くの機能を持っています。

本市の都市公園は、154 か所（街区公園 127 か所、近隣公園 11 か所、地区公園 10 か所、総合公園 2 か所、運動公園 2 か所、風致公園 1 か所、その他 1 か所）、総面積 148.08ha が開設又は指定されています（平成 25 年 4 月 1 日現在）。

また、本市は街の緑を増やし、潤いのある良好な生活環境の実現を図る目的で、学校等での緑化の推進や、家庭での生垣づくりを支援しているほか、冷房の省エネルギーに向けて、みどりのカーテンづくりを推進しています。

②市街地の緑化の課題

- 市街地における緑地の保全と創出



旗川石塚緑地

(7) 歴史的・文化的環境

①歴史的・文化的環境の現状

古くは平安時代より「佐野庄」と呼ばれ長い歴史を有する本市には、平将門を敗り下野守となったと伝えられる藤原秀郷、明治には足尾銅山の鉱毒問題に取り組んだ田中正造等、日本の歴史に大きな足跡を残した人物との関わりがあります。

市内には田中正造の遺品、天明鋳物、牧歌舞伎を始めとした、本市の歴史と伝統を示す貴重な文化財や伝統芸能が数多く残されています。

平成 25 年には、田中正造の没後百年を迎えるに当たり、田中正造の偉業を広く顕彰し、永く後世に伝えるため、市民、関係団体との協働により「田中正造翁没後百年顕彰事業」に取り組みました。

②歴史的・文化的環境の課題

- 文化財の適切な保存と伝承
- 田中正造の偉業の顕彰と伝承



佐野市郷土博物館

(8) 景観

①景観の現状

本市には水と緑を象徴する豊かな景観が市内各所に存在します。山地では市民の心象に残る山地景観として、唐沢山・三畳山とこれらにつながる緑のスカイラインが挙げられます。一部の山地では採掘場・採石場による土地の改変がありますが、緑化による景観対策が行われています。

平地に点在する丘陵地にある古墳は、歴史性があり地域を特色付けるランドマークとなっています。市南部の田園地帯は、郊外部のオープンスペースとして視野の広がりを感じ出しています。

佐野市新都市地区では、大型商業施設が進出したことにより、活気のある都市景観が出現しています。旧市街は、区画整理により街並みの整備が進んでいます。

一方で、農地の耕作放棄等により旧来の里地・里山景観に変化が見られる地域があります。

②景観の課題

- 良好な自然観光スポットの保全
- 里地・里山の良好な景観の保全
- 良好な街並み景観の保全



唐沢山神社参道

3. 地球環境と資源循環

(1) 地球温暖化

①地球温暖化の現状

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、平成 25 年 9 月 27 日に最新の評価報告書（第 5 次評価報告書のうち第 1 作業部会による気候変動の評価）を発表し、気候システムに人が影響を与えていることは明らかだとした上で、世界のほとんどの地域でこの事実がはっきりと表れていると結論付けました。さらに、既に気候変動は避けられない状態にあり、仮に二酸化炭素の排出を止めたとしても、その影響は数世紀にわたって続くとしています（国際連合広報センター掲載 IPCC プレスリリースより）。

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスのほとんどは、エネルギー消費による二酸化炭素（CO₂）です。日本では工場等の産業部門で削減が進んだ一方で、家庭やオフィス・店舗などの民生部門と、自動車などの運輸部門からの排出量が増加しており、その対策が急務となっています。

二酸化炭素（CO₂）のほかに、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロン類も強い温室効果を有するガスとされており、比較的少量とは言えそれらへの対策も必要となっています。

また、国では、平成 23 年に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行され、固定価格買取制度による環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの導入が進められており、日照時間に恵まれた本市においても太陽光発電を中心に導入が進んでいます。

②地球温暖化の課題

- ライフスタイルの見直しと、高効率技術・機器（家電、自動車、建物等）による省資源、省エネルギーの推進
- 低炭素な再生可能エネルギーの普及啓発と公共施設での導入
- 公共交通機関や自転車の利用促進と道路渋滞緩和
- フロン類の排出防止
- 地球温暖化に関する啓発、情報提供
- 市の事務事業や公共施設に関する地球温暖化対策の推進
- 気候変動による災害や環境変化への対応
- 国の新たな地球温暖化対策計画への対応

(2) 廃棄物の発生と排出

① 廃棄物の発生と排出の現状

平成 25 年度に改訂した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、基本理念を「市民・事業者・行政の連携による自然環境と共生するまちづくり、資源保全に配慮した循環型社会の形成」とし、ごみ排出量の削減、再生利用率の向上、最終処分量の減少を目指しています。

ごみ排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 19 年度からの推移を見ると平成 22 年度まで減少していましたが、平成 23、24 年度はやや増加に転じています。1 人 1 日当たりのごみ排出量は、全国や県よりも少なくなっています。ごみの排出量を減らすため、レジ袋削減の呼び掛けや、生ごみ処理機器の購入費補助の実施、フリーマーケットの開催など、発生抑制及び再使用の推進を図っています。

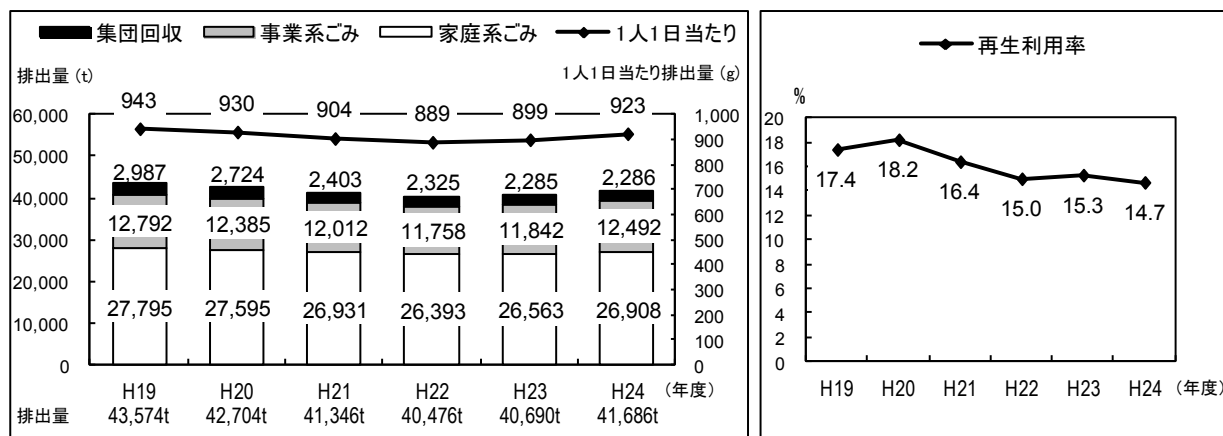
また、再生利用率（リサイクル率）は減少傾向にあり、全国や県の再生利用率と比較して低い水準となっています。再生利用率を向上させるため、ごみの分別排出の徹底や地域における資源ごみ集団回収の推進などを行っています。

事業系ごみについては、平成 22 年度まで減少していましたが、平成 23、24 年度はやや増加に転じています。

② 廃棄物の発生と排出の課題

- レジ袋削減や詰め替え製品の優先的購入など、ごみの発生抑制の推進
- 再生家具などの展示提供やフリーマーケット、民間のリサイクルショップの活用など、再使用の推進
- 分別排出の徹底や、生ごみ・廃食用油・木くず等のバイオマス資源の活用など、再生利用の推進

ごみ排出量と再生利用率（リサイクル率）の推移



（３）廃棄物処理

①廃棄物処理の現状

佐野地区のごみは「みかもクリーンセンター」で、田沼地区・葛生地区のごみは「葛生清掃センター」で、それぞれ中間処理を行っています。

選別や圧縮等の中間処理をされた資源ごみは、民間の再資源化業者に引き渡して再生利用を図っています。また、燃えないごみと粗大ごみからも資源物の回収を行っています。

みかもクリーンセンターでは、発生したスラグの有効利用と、焼却廃熱を利用した廃棄物発電及び余熱利用施設への高温水の供給を行っています。

中間処理後の焼却灰（葛生清掃センターのみ）や飛灰、焼却不燃残さ、破碎屑等の処分は、民間業者に委託しており、市外で処分している状況です。

最終処分率は、横這いで推移していますが、県内平均を下回り、県内 26 市町中で 10 番目に低い状況となっています。

し尿及び浄化槽汚泥については、佐野地区衛生施設組合佐野地区衛生センターで処理を行っており、処理から生じる脱水汚泥は地域配布や肥料原料として再資源化し、焼却汚泥は埋立処分しています。また、汚水等の処理については、秋山川浄化センター及び市内 4 か所の農業集落排水施設で処理を行っており、処理から生じる汚泥は、セメント原材料や肥料、建設資材として再資源化しています。

ごみのポイ捨てや不法投棄が各地で問題となっていますが、一人一人のマナーに負っている部分が多く、解消が困難な状況です。対策には、個別の状況に応じた方法が求められます。

②廃棄物処理の課題

- 葛生清掃センターの今後の運営
- 最終処分量の削減と最終処分場の整備の検討
- ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策と市民啓発



みかもクリーンセンター

4. 指標の経過

前計画において掲げた指標について検証しました。なお、本市では、毎年度、佐野市総合計画の将来像「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」の実現に向けて、行政評価を行って事業の有効性等を評価しています。（※関連計画における目標値の変更等により、一部の指標において、目標値が変更されているものがあります。）

（１）快適で安心して暮らせるまちの指標について

指標項目	単位	当初値 (年度)	目標値 (年度)	H24 年度値 (評価)	関連する施策
1 大気環境の保全					
苦情件数（大気汚染）	件/年	18 (H18)	14 (H25)	65 (C)	工場・事業所等対策の推進
一般環境大気測定局基準超過日数(二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質)	日	0 (H18)	0 (H25)	0 (A)	工場・事業所等対策の推進
一般環境大気測定局基準超過時間(光化学オキシダント)	時間	449 (H18)	405 (H25)	672 (C)	工場・事業所等対策の推進 広域大気汚染対策の推進
自動車排出ガス測定局基準超過日数	日	0 (H18)	0 (H25)	0 (A)	自動車排出ガス対策の推進
一般大気中のダイオキシン類の環境基準超過数	回	0 (H18)	0 (H25)	0 (A)	工場・事業所等対策の推進
2 水環境の保全					
苦情件数（水質汚濁）	件/年	11 (H18)	9 (H25)	6 (A)	生活排水対策の推進 工場・事業所対策の推進
年間を通して公共用水域の環境基準(健康項目)を達成している地点の割合	%	100 (H18)	100 (H25)	100 (A)	公共用水域の水質保全の推進 工場・事業所対策の推進
年間を通して公共用水域の環境基準(BOD)を達成している地点の割合	%	100 (H18)	100 (H25)	100 (A)	公共用水域の水質保全の推進
水生生物調査において総合評価がきれい(○)の割合	%	71 (H18)	90 (H25)	57 (C)	生活排水対策の推進 工場・事業所対策の推進
公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽普及率	%	63.0 (H18)	75.6 (H25)	73.2 (B)	生活排水対策の推進
地下水定期モニタリング調査において環境基準を超過している地点数	地点	4 (H18)	4 (H25)	4 (A)	地下水の水質保全
3 土壌汚染・地盤沈下の防止					
土壌汚染事故件数	件/年	0 (H18)	0 (H25)	0 (A)	土壌汚染対策の推進
船津川町における調査開始時からの最大累積沈下量	mm	-136 (H18)	-150 (H25)	—*1	地盤沈下防止対策の推進
4 騒音・振動・悪臭の防止					
苦情件数（騒音）	件/年	17 (H18)	14 (H25)	16 (B)	発生源対策の推進（騒音） 近隣騒音対策の推進
苦情件数（振動）	件/年	1 (H18)	0 (H25)	0 (A)	発生源対策の推進（振動）
苦情件数（悪臭）	件/年	18 (H18)	14 (H25)	15 (B)	発生源対策の推進（悪臭）
自動車騒音の限度の達成	%	100 (H18)	100 (H25)	100 (A)	交通騒音・交通振動対策の推進

*1 東日本大震災の影響によるものと推測され、これまでの人為的な地盤沈下とは要因が異なることから、評価はできません。

【評価方法】

- A : 目標値を達成又は上回っている
B : 目標値に向かって改善されている、又は維持されている
C : 更に努力を要する

- 全般に、良好な評価となっています。
- 大気環境の苦情件数、一般環境大気測定局超過時間（光化学オキシダント）、水生生物調査において総合評価がきれいの割合について、評価が低くなっています。

(2) 自然と共にはいきる水と緑のまちの指標について

指標項目	単位	当初値 (年度)	目標値 (年度)	H24 年度値 (評価)	関連する施策
1 森林の保全					
森林面積	ha	21,839 (H19)	21,839 (H25)	21,818 (B)	林業の振興と森林の計画的な利用
天然林面積	ha	7,779 (H19)	7,779 (H25)	7,772 (B)	林業の振興と森林の計画的な利用
保安林指定面積（民有林）	ha	6,416 (H19)	6,841 (H25)	6,559 (B)	林業の振興と森林の計画的な利用
2 里地・里山の保全					
市民環境リポーター	人	0 (H18)	40 (H25)	30 (B)	野生動植物の生息生育環境の確保
3 農地の保全					
農地面積	ha	4,995 (H18)	4,995 (H25)	4,864 (B)	農業の振興
耕作放棄地面積	ha	174 (H17)	120 (H25)	136.7 (B)	農業の振興
4 生物多様性の保全					
自然公園等指定面積	ha	1,343 (H18)	1,343 (H25)	1,343 (A)	希少動植物の保護
自然環境保全地域面積	ha	2,250.32 (H18)	2,250.32 (H25)	2,250.32 (A)	希少動植物の保護
5 市街地の緑化					
都市公園面積 (運動公園も含む)	ha	133 (H18)	135 (H25)	148 (A)	緑化の推進

【評価方法】

- A : 目標値を達成又は上回っている
B : 目標値に向かって改善されている、又は維持されている
C : 更に努力を要する

- 全般に、良好な評価となっています。

(3) 環境への負荷の少ない循環型のまちの指標について

指標項目	単位	当初値 (年度)	目標値 (年度)	H24 年度値 (評価)	関連する施策
1 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進					
一般廃棄物の排出量	t/年	43,703 (H18)	35,973 (H25)	41,686 (B)	廃棄物の減量化の推進
一般廃棄物の最終処分量	t/年	3,030 (H18)	2,148 (H25)	2,845 (B)	廃棄物の減量化の推進 廃棄物のリユース、リサイクル の推進
2 適正な廃棄物の処理の推進					
産業廃棄物の優良性の判断に係 る評価基準適合事業所	件	0 (H19)	5 (H25)	6 (A)	廃棄物の適正処理の向上
廃棄物の不法投棄件数	件/年	117 (H18)	80 (H25)	97 (B)	不法投棄の防止
3 地球温暖化防止					
公共建設部門のグリーン調達実 施率	%	0 (H18)	30 (H25)	81.8 ^{*1} (—)	省エネルギー・エネルギー有効 利用の推進
庁舎における温室効果ガスの排 出量	t/年	32,530 (H18)	27,769 (H28)	28,169 (B)	地球温暖化防止対策の総合的な 推進
市域における温室効果ガス排出 量	t/年	840,533 (H18)	785,140 (H25)	773,568 (A) ^{*2}	地球温暖化防止対策の総合的な 推進
公共施設への太陽光発電設置	か所	2 (H18)	5 (H25)	7 (A)	再生可能エネルギー・未利用エ ネルギーの利用の推進
公用車におけるハイブリットカ ー、低燃費車の台数	台	58 (H18)	100 (H25)	85 (B)	省エネルギー・エネルギー有効 利用の推進
JR 両毛線、東武佐野線市内各駅 利用者数	千人/年	4,317 (H18)	4,000 (H25)	3,976 (B)	地球温暖化防止対策の総合的な 推進

*1 公共建設部門全体のグリーン調達実施率は把握できていないため、把握の可能な再生加熱アスファルト混合物及び再生資材を対象とした参考値です。

*2 平成 22 年度値

【評価方法】

- A : 目標値を達成又は上回っている
- B : 目標値に向かって改善されている、又は維持されている
- C : 更に努力を要する

➤ 全般に、良好な評価となっています。

(4) 環境への思いやりと優しさのあるまちの指標について

指標項目	単位	当初値 (年度)	目標値 (年度)	H24 年度値 (評価)	関連する施策
1 環境保全活動の充実					
市内のエコアクション 21 取得件数	件	2 (H18)	10 (H25)	11 (A)	事業所における環境配慮の推進
市内の ISO14001 取得件数	件	24 (H18)	28 (H25)	32 (A)	事業所における環境配慮の推進
環境関連団体数	件	24 (H18)	28 (H25)	25 (B)	市民の自主的活動の推進
2 環境学習の推進					
市主催の自然観察会・自然環境学習会の開催回数	回/年	0 (H18)	5 (H25)	19 (A)	環境学習の場の提供
ごみ処理施設の見学者数	人/年	4,372 (H18)	4,800 (H25)	6,440 (A)	環境学習の場の提供
市主催環境講座・学習会開催回数	回/年	1 (H18)	5 (H25)	37 (A)	環境学習の場の提供
こどもエコクラブ会員団体数	団体	5 (H18)	7 (H25)	4 (C)	環境学習の場の提供

【評価方法】

- A : 目標値を達成又は上回っている
 B : 目標値に向かって改善されている、又は維持されている
 C : 更に努力を要する

- 全般に、良好な評価となっています。
- こどもエコクラブ会員団体数について、評価が低くなっています。

5. 市民の意識と取組状況

本市が毎年行っている「市政に関するアンケート」から、本計画に関連する設問について抜粋し、環境保全に関連する市民の意識と取組状況の推移を把握しました。

市政に関するアンケートの実施概要

調査対象：市内在住満 20 歳以上の男女 2,000 人、及び市政モニター 5 人（平成 19～22 年度）

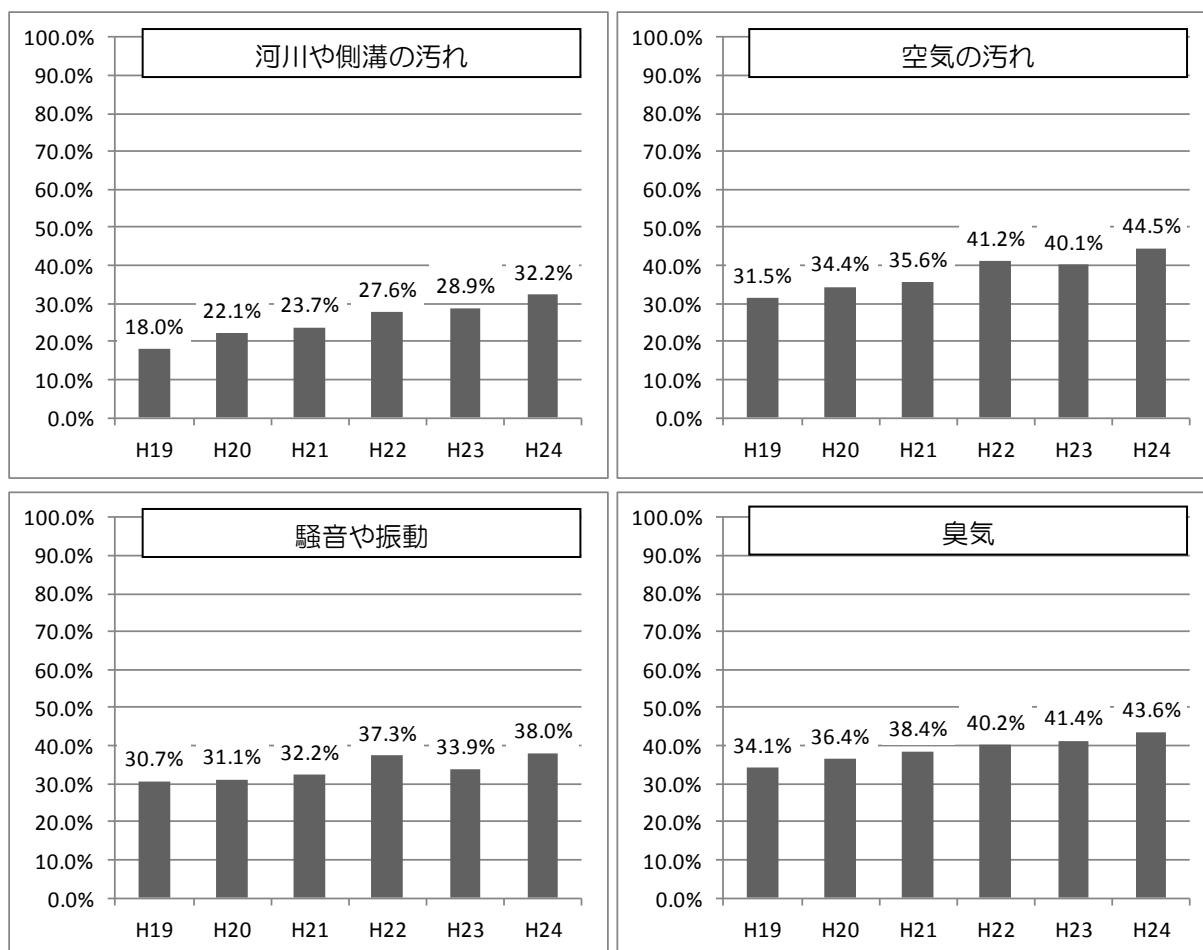
実施年度	回収率 (%)	回答者の構成比 (%)							
		男性	女性	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳～
平成 19 年度	58.6	45.7	52.8	10.5	14.6	13.2	22.0	20.7	17.6
平成 20 年度	43.5	44.2	54.1	8.9	13.5	15.0	22.0	22.4	17.2
平成 21 年度	44.9	44.1	54.6	7.7	11.4	13.2	20.1	25.7	21.0
平成 22 年度	48.0	47.8	50.9	7.7	14.6	13.1	19.2	26.5	18.0
平成 23 年度	51.1	46.8	52.2	7.7	15.3	15.9	19.9	22.4	18.0
平成 24 年度	49.6	47.1	51.3	10.6	15.1	16.0	15.1	24.6	17.5

注）上記の他に無回答があるため、合計が 100% になりません。

（1）市域の環境について

①生活環境関連

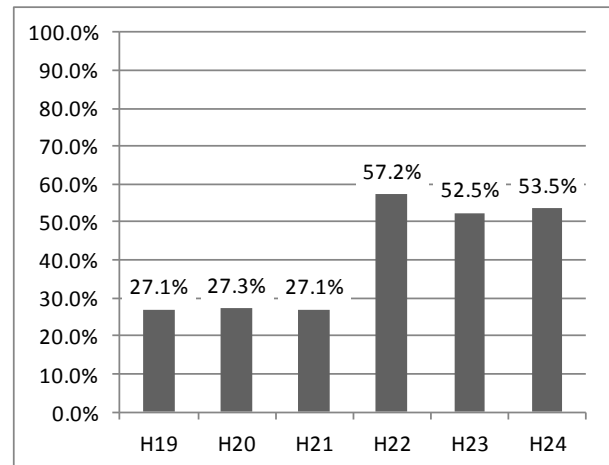
住んでいる地域の生活環境について、「良好」と捉えた人の割合は、次のとおりでした。



②自然環境関連

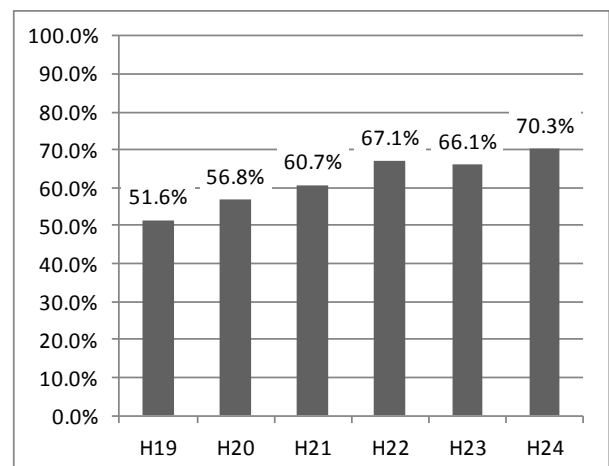
本市に住み続けたい理由として「自然環境に恵まれているから」を選択した人の割合は、右のとおりでした。

(※11の選択肢から2つまで選択する設問形式です。)



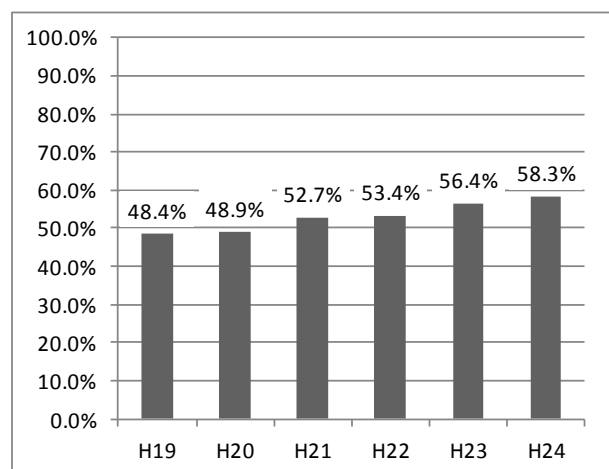
※平成22年度から集計方法が変わったため、平成21年度以前との差が生じています。

市域の自然環境について、「良好に保たれている」と捉えた人の割合は、右のとおりでした。



③まちづくり関連

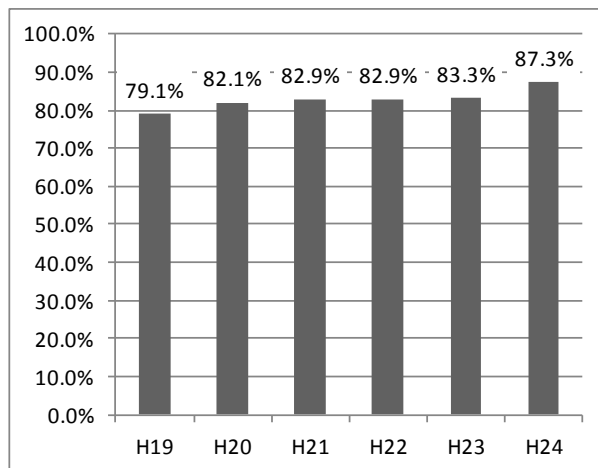
居住地の街並みについて、「良好」と捉えた人の割合は、右のとおりでした。



(2) 日常生活における環境への配慮について

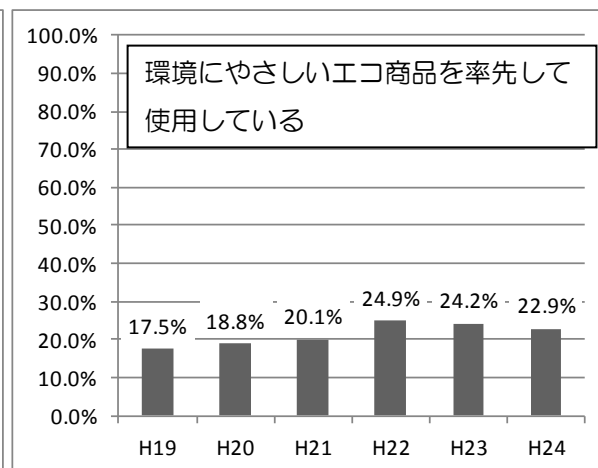
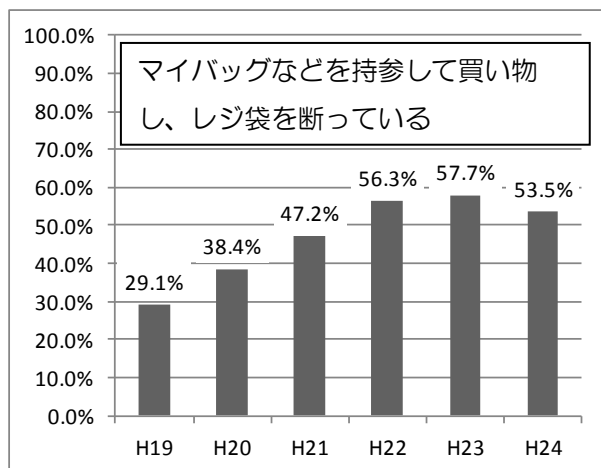
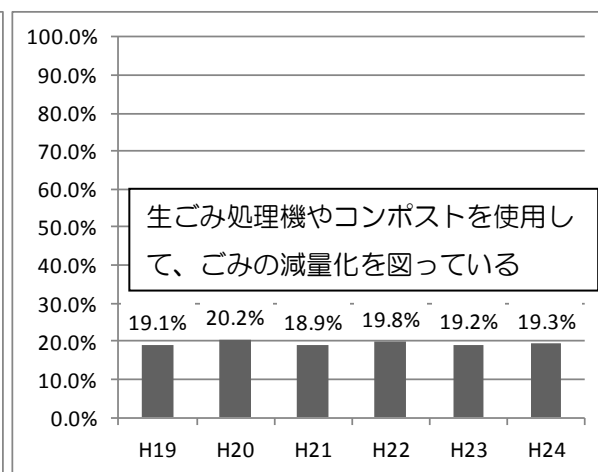
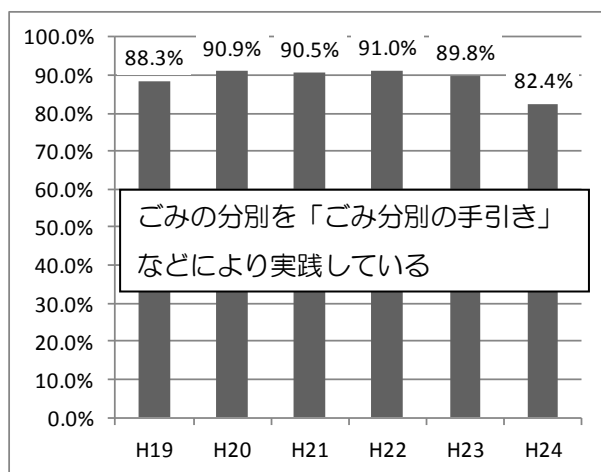
① ライフスタイル

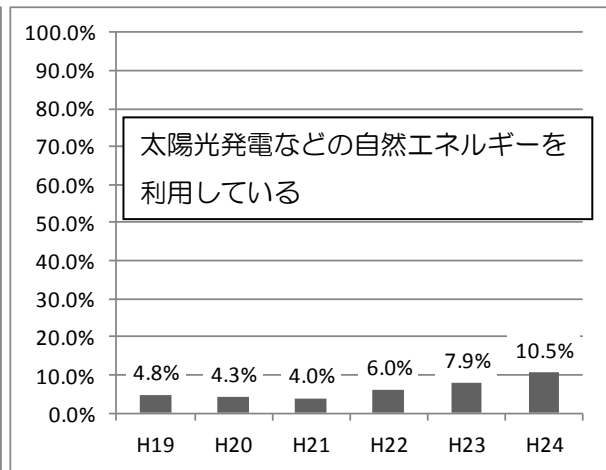
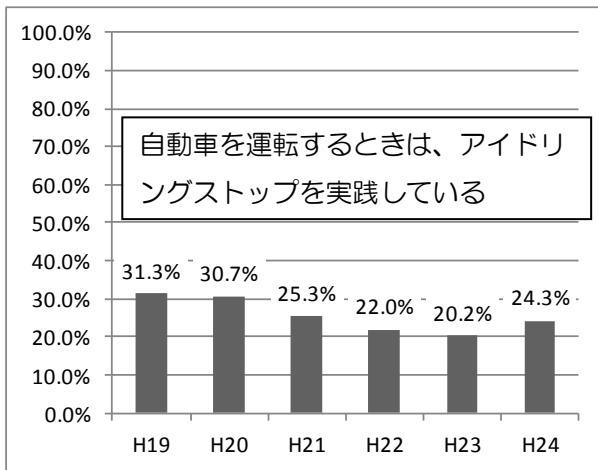
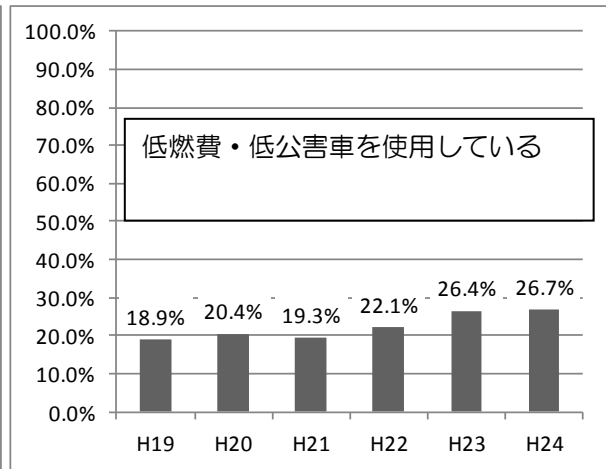
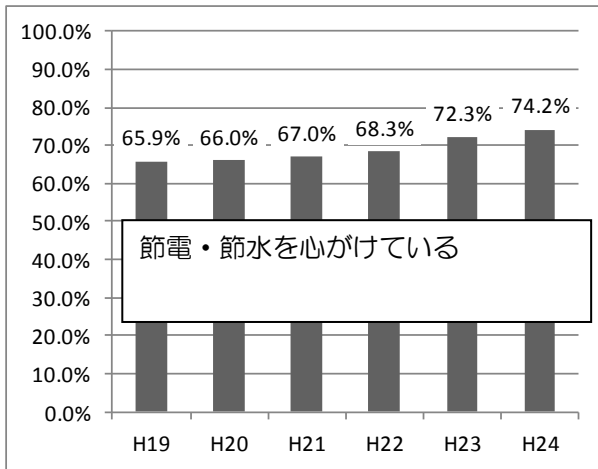
「環境に配慮した生活をしている」
とした人の割合は、右のとおりでした。



② 環境配慮の内容

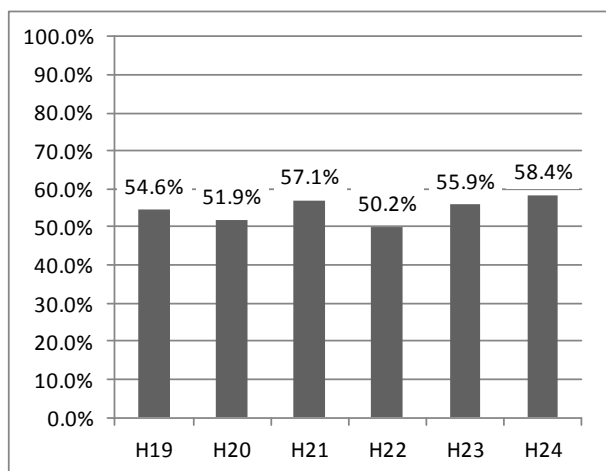
上記の「環境に配慮した生活をしている」とした人の、環境配慮の具体的な状況は、次のとおりでした。（※選択に制限はありません。）





(3) 環境保全活動について

「市や町会、NPO 団体などが行う環境保全活動（環境に関する講演会、清掃活動、資源回収活動など）」について、参加したことがある人の割合は、右のとおりでした。



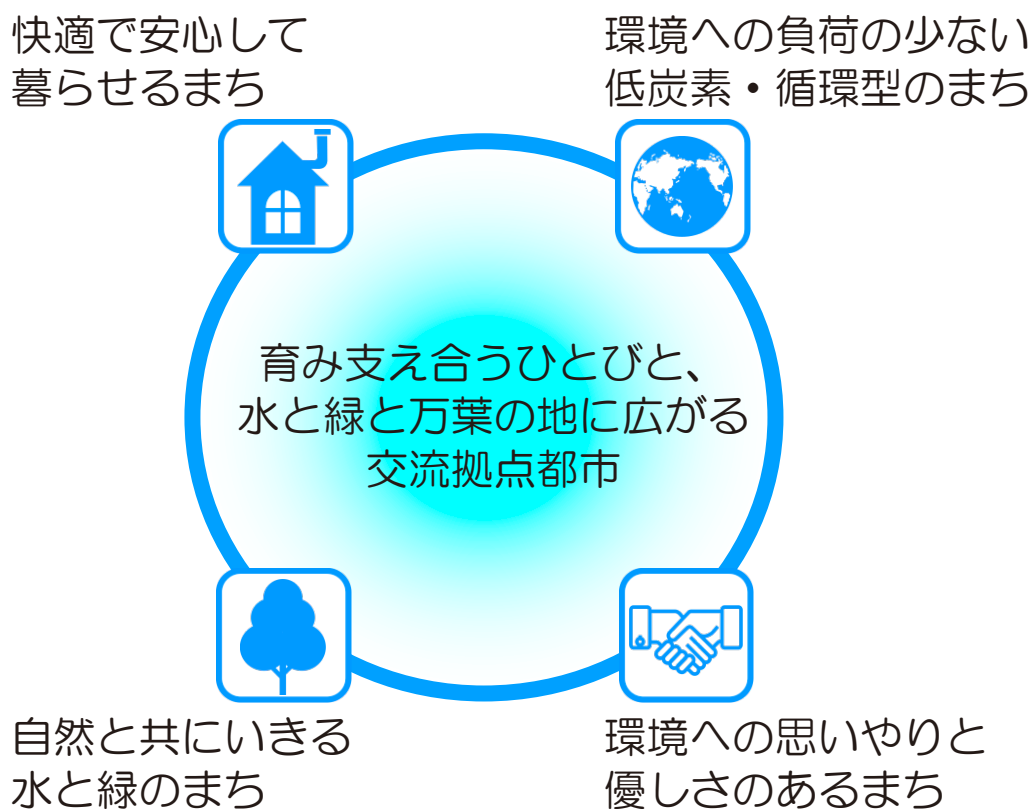
IV 計画の目指す環境の将来像

佐野市総合計画においては、本市の将来像を「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」としています。その基本目標の一つとして「地域の特色を活かした快適なまちづくり」を掲げ、「環境にやさしいまちづくり」を政策として、「ごみの発生抑制と資源の有効活用」「良好な生活環境と豊かな自然環境の保全」「再生可能エネルギーの普及と省エネルギー対策の推進」を施策としています。

一方、国の第四次環境基本計画では、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を「持続可能な社会」としています。

本計画では、これらを踏まえて、本市における環境の将来像を次のように定めます。

図：佐野市総合計画の将来像と環境の将来像





快適で安心して暮らせるまち

快適で安心できる生活環境の確保を目指し、生産、流通、消費の社会経済活動の全段階を通じて、汚染物質の発生を抑制し、汚染物質の適正処理を図ることにより、自然の物質循環に与える影響を極力抑えた「快適で安心して暮らせるまち」を目指します。



自然と共にいきる水と緑のまち

本市の面積の6割を占める豊かな森林や湧水などの自然からの恵みを将来にわたって受け続けるため、人も自然の生態系を構成する一員であるという認識に立って、自然環境の微妙な均衡を損なわないようにこれを利用する「自然と共にいきる水と緑のまち」を目指します。



環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち

長年にわたる人間の社会経済活動による環境への負荷の蓄積で発生した地球温暖化問題は、近年ますます深刻化しています。私たち一人一人のライフスタイルや全ての事業活動を環境の視点から見直し、エネルギーが有効利用され、資源が循環する、環境に配慮した「環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち」を目指します。



環境への思いやりと優しさのあるまち

「快適で安心して暮らせるまち」「自然と共にいきる水と緑のまち」「環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち」を実現するため、市民・事業者・市の全ての主体が環境問題について深く理解し、互いに協力し合ってそれぞれの役割分担の下に環境問題に取り組む「環境への思いやりと優しさのあるまち」を目指します。

V 施策の展開

この章では、本市の環境の将来像を実現するための施策の基本方向を示し、環境の項目ごとの目標を設定し、本市の進める具体的な施策を示します。

1. 「快適で安心して暮らせるまち」を目指して

(1)大気環境の保全	① 大気汚染物質排出の低減 ② 大気汚染に係る環境基準の達成・維持
(2)水環境の保全	① 森林や里地・里山付近での良好な水質の維持 ② 市街地付近での環境基準の達成 ③ 水質汚濁物質の排出抑制 ④ 地下水の安全な水質確保
(3)土壌汚染・地盤沈下の防止	① 健全な土壌環境の維持 ② 地盤沈下の未然防止
(4)騒音・振動・悪臭の防止	① 事業所等からの騒音・振動・悪臭への自主的な対策実施の推進 ② 道路に面する地域における騒音の低減 ③ 騒音・振動・悪臭に関する啓発と指導
(5)有害化学物質対策	① ダイオキシン類の環境基準達成の継続 ② 有害化学物質の利用低減 ③ 市民への有害化学物質情報の提供の充実

2. 「自然と共にいきる水と緑のまち」を目指して

(1)森林の保全	① 森林の多面的機能の維持 ② 市民や観光客の憩いの場としての森林空間の利用
(2)里地・里山の保全	① 優れた自然景観の質的向上 ② 健全な平地林の増加
(3)農地の保全	① 優良農地の保全 ② 野生鳥獣による農作物への被害の減少
(4)水辺環境の保全	① 野生生物の生息・生育空間の維持 ② 自然環境に配慮した親水空間の保全
(5)生物多様性の保全	① 希少な動植物種の生息・生育地域の保全 ② 多様な生物が生息・生育する環境の保全 ③ 外来種の防除と生息・生育域の縮小
(6)市街地の緑化	① 市街地における緑地の増加
(7)景観、歴史的・文化的環境の保全	① 史跡・文化財や伝統芸能の保護 ② 歴史と自然を活かした特色ある景観の維持

3. 「環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち」を目指して

(1)地球温暖化対策の推進	① 再生可能エネルギーの導入推進 ② 省エネルギー・エネルギー有効利用の推進 ③ 温室効果ガス排出量の削減 ④ フロン類の排出防止
(2)3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進	① ごみの発生抑制（リデュース）の推進 ② 再使用（リユース）の普及 ③ 再生利用（リサイクル）の拡充
(3)適正な廃棄物処理の推進	① ごみの適正処理の推進 ② 最終処分量の削減 ③ 不法投棄の防止

4. 「環境への思いやりと優しさのあるまち」を目指して

(1)環境保全活動の充実	① 市民の自主的環境保全活動の活性化 ② 環境配慮型企業の増加
(2)環境学習の推進	① 環境学習や情報提供による環境配慮意識の向上 ② 環境学習の場や機会の増加 ③ 環境学習のリーダーの育成と参加者の増加
(3)環境情報の共有とネットワークの推進	① 環境情報共有ネットワークの構築

1

「快適で安心して暮らせるまち」を目指して



(1) 大気環境の保全

目 標

- ① 大気汚染物質排出の低減
- ② 大気汚染に係る環境基準の達成・維持

【施策の基本方向】

本市においては、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成率は 100%で推移していますが、光化学オキシダント（O_x）は達成していません。光化学オキシダント（O_x）の原因となる自動車や事業所の排出ガスの抑制及び田沼地域、葛生地域の粉じんの抑制に対する施策を推進します。また、事業活動や自動車交通の増大による大気環境の悪化を防止するため、事業活動におけるプロセスや自動車の利用方法の見直しを促します。

酸性雨や光化学オキシダント（O_x）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の原因となる地域は広域であり、国外からも汚染物質が流入していることから、国や県とともに、大気汚染状況について監視を継続します。また、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による放射性物質については、国等の方針の下に空間放射線量率の監視を行い、その状況を公表します。

施 策

① 自動車排出ガス対策の推進

- エコドライブの実践と、ハイブリッド自動車、電気自動車等のエコカー（低公害車）の導入を推進します。
- 自動車交通からの環境負荷を軽減するため、公共交通機関の利用を推進します。
- 計画的な幹線道路ネットワークの整備を推進し、渋滞の緩和を図ります。

② 工場・事業所等対策の推進

- 県と連携し、ばい煙や粉じん、揮発性有機化合物、ダイオキシン類を排出する施設に対する規制基準の遵守の徹底、削減対策を推進します。
- 建築物の解体時におけるアスベストの飛散防止の指導を徹底します。
- 野焼き行為の防止を推進します。

③ 広域大気汚染対策の推進

- 県と連携し、定期的な大気調査を実施します。
- 光化学スモッグや微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意報等発令時には、関係機関への迅速な連絡を行います。
- 県と連携し、空間放射線量率の監視を行い、その状況を公表します。



国道 50 号



国道 293 号

(2) 水環境の保全



目 標

- ①森林や里地・里山付近での良好な水質の維持
- ②市街地付近での環境基準の達成
- ③水質汚濁物質の排出抑制
- ④地下水の安全な水質確保

【施策の基本方向】

森林や里地・里山付近の上流域では、健全な水循環の確保によって良好な河川水質を維持します。工場や住宅がある市街地付近の下流域では、公共下水道や合併処理浄化槽の普及向上などの生活排水対策、工場・事業所の水質汚濁物質の排出低減の働きかけによる河川水質改善の施策を推進します。

地下水の水質確保のため、定期的な調査を行い、地下水の汚染を監視します。

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による放射性物質について、国等の方針の下に公共用水域や地下水、水道水の監視、その状況の公表を行うほか、一部地域で飲用している表流水についても監視し、その状況を公表していきます。

施 策

① 河川の浄化機能保全

- 河川の健全な水循環を確保するために、森林や農地の保全に努めます。
- 河川流域の森林の管理、生活排水対策、工場・事業所対策を総合的に推進します。

② 公共用水域の水質保全の推進

- 農薬や化学肥料の適正な使用を推進します。
- 河川水質監視を継続的に実施します。
- 異常水質発生時には、関係機関と連絡を密にし、発生原因の把握と被害拡大の防止を図ります。
- 公共用水域における放射性物質の監視を行い、その状況を公表します。

③ 生活排水対策の推進

- 公共下水道、合併処理浄化槽による生活排水対策を計画的に推進します。
- 下水道への接続を促進します。
- 合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 家庭でできる生活排水対策を推進します。

④ 工場・事業所対策の推進

- 県と連携し、汚水を排出する施設に対する規制基準の遵守の徹底を推進します。
- 県と連携し、工場・事業所の排水の定期的な調査を実施します。
- 公共下水道除外施設を有する工場・事業所の排水を監視します。

⑤ 地下水等の水質保全

- 県と連携して地下水汚染の状況を把握し、汚染範囲拡大を監視していきます。
- 新たな汚染が判明した場合には、県と連携して汚染原因の究明や浄化対策、新たな汚染防止対策を指導していきます。
- 地下水、水道水、飲用表流水における放射性物質の監視を行い、その状況を公表します。



彦間川



菊沢川

(3) 土壌汚染・地盤沈下の防止



目 標

- ① 健全な土壌環境の維持
- ② 地盤沈下の未然防止

【施策の基本方向】

土壌汚染については、現状では大きな汚染は発生していませんが、有害物質を含む排水の地下への浸透や土砂等埋立の監視を継続します。

地盤沈下については、県南部を含む関東平野北部地域では、以前より沈下量が減っているものの、地盤沈下が観測されていることから、地下水の適正な採取及び合理的な利用の推進と、地盤沈下の監視を行います。

施 策

① 土壌汚染対策の推進

- 県と連携し、有害物質を使用する特定事業所に対して、施設の管理と構造に関する基準を遵守するよう指導していきます。
- 土砂等埋立対策事業により土壌汚染の可能性のある土砂の分析を行い、汚染土砂による埋め立てを防止します。

② 地盤沈下防止対策の推進

- 地盤沈下の状況を監視していきます。
- 地下水利用者に地下水保全意識の啓発を図り、地下水の適正な採取及び合理的な利用の指導に努めます。

(4) 騒音・振動・悪臭の防止



目 標

- ① 事業所等からの騒音・振動・悪臭への自主的な対策実施の推進
- ② 道路に面する地域における騒音の低減
- ③ 騒音・振動・悪臭に関する啓発と指導

【施策の基本方向】

市街地の拡大による住居と工場等との近接化や、ライフスタイルの変化に伴い増え続ける苦情に対応するため、事業者等に対策を促します。また、道路に面する地域における騒音に対しては、低騒音舗装などによる道路構造の改善や、道路ネットワークの整備による交通の分散を図るほか、低騒音型の自動車の利用を市民・事業者へ促します。近隣騒音等の防止については、市民への啓発を進めます。

施 策

① 発生源対策の推進（騒音・振動・悪臭）

- 発生源となる特定施設を設置している工場・事業所及び特定建設作業について、規制基準の遵守の徹底を図ります。
- 住工混在の解消のため、都市計画を推進します。
- 野焼き行為の防止を推進します。

② 交通騒音・交通振動対策の推進

- 道路騒音の定期的な調査を実施します。
- 計画的な幹線道路ネットワークの整備を推進します。
- 低騒音型の自動車の普及を推進します。

③ 近隣騒音等の対策の推進

- 深夜営業による騒音や拡声機の騒音に対し、適切に指導を行います。
- 日常生活に起因する騒音、振動、悪臭等は、各人の配慮で低減することができるため、近隣の生活環境に配慮するよう、市民に対する啓発活動を推進します。

(5) 有害化学物質対策



目 標

- ① ダイオキシン類の環境基準達成の継続
- ② 有害化学物質の利用低減
- ③ 市民への有害化学物質情報の提供の充実

【施策の基本方向】

事業所においては多量の化学物質が使用されており、化学物質の拡散による生活環境への影響が懸念されます。事業者に対しては製品開発や製造プロセスの見直しによる有害化学物質の利用低減を促し、市民に対しては有害化学物質の影響について情報を提供します。

施 策

① ダイオキシン類の排出抑制

- 県と連携し、市内の焼却施設を有する事業所に対し、施設管理の徹底を指導します。

② 有害化学物質の利用低減

- 県と連携し、有害化学物質を使用する工場・事業所に対し、排出抑制を促します。
- 農薬の適正利用と使用量削減、施肥の適正化を促します。
- 市民に対し、有害化学物質や農薬の情報を提供し、市民の意識の向上を図ります。





「快適で安心して暮らせるまち」の指標

指標項目	単位	H24 年度値	H29 年度 目標値	関連する主な施策
1 全般				
生活環境（河川、側溝、空気、騒音、振動、臭気） が良いと感じている市民の割合	%	79.7	83.0	全ての施策
近隣公害苦情件数	件/年	256	180	
放射能測定で基準値を超えた件数	件/年	—	0	広域大気汚染対策の推進 公共用水域の水質保全の推進 地下水等の水質保全
2 大気環境の保全				
低燃費・低公害車を使用している市民の割合	%	26.7	31.0	自動車排出ガス対策の推進
3 水環境の保全				
河川・地下水の環境基準達成率	%	98.2	100	公共用水域の水質保全の推進 生活排水対策の推進 工場・事業所対策の推進 地下水等の水質保全
生活排水処理施設の処理人口普及率	%	73.2	79.5	生活排水対策の推進
公共下水道・農業集落排水施設処理人口普及率	%	63.6	67.8	
合併処理浄化槽処理人口普及率	%	9.3	11.6	
公共下水道による水洗化率	%	92.2	92.7	
4 騒音・振動・悪臭の防止				
騒音に係る環境基準達成率	%	100.0	100.0	発生源対策の推進（騒音・振動・悪臭）

2

「自然と共に生きる水と緑のまち」を目指して



(1) 森林の保全

目 標

- ① 森林の多面的機能の維持
- ② 市民や観光客の憩いの場としての森林空間の利用

【施策の基本方向】

水源かん養、二酸化炭素（CO₂）の吸収など森林の有する多面的機能を維持し、林業の持続的で健全な発展のため、「佐野市森林整備計画」に基づき間伐を始めとする森林整備を促進し、森林の保全を図るとともに、市民や観光客の憩いの場としての利用を進めます。

施 策

① 林業の振興と森林の計画的な土地利用

- 関係機関と協力し森林の整備活動を推進します。
- 森林所有者等に計画的な森林整備を促します。
- 地元産出の木材の利用を推進します。
- 「国土利用計画佐野市計画」に基づく計画的な土地利用を推進します。
- 山地災害危険箇所の整備を国・県に働きかけます。

② 森林の適正な管理

- 適切な間伐の実施など、森林整備を推進します。
- 森林の大切さについて啓発します。
- 病虫害防除事業の実施により森林の保全を図ります。
- 「佐野市鳥獣被害防止計画」を推進し、野生鳥獣による林業被害の防止を図ります。
- 林道の整備により、森林の適正な管理を支援します。

③ 森林の活用

- 環境教育、環境学習の場としての活用を推進します。
- 自然体験型の観光（エコツーリズム）を推進します。
- 森林を利用する際のマナーの向上を図ります。
- 森林が有する二酸化炭素（CO₂）吸収源としての機能を活用する温室効果ガス排出権等について、調査、研究を行います。



旗川上流の森林



唐沢山からの眺望

(2) 里地・里山の保全



目 標

- ① 優れた自然景観の質的向上
- ② 健全な平地林の増加

【施策の基本方向】

里地・里山の自然環境を保全し、持続的に利用していくために、平地林を適切に保全・整備していきます。また、身近な緑や生き物に対する市民の意識を高め、人と身近な自然の共生を目指します。

施 策

① 平地林の保全

- 保安林の指定や森林保全のための各種制度を活用し、平地林や社寺林の保全を推進します。
- 里地・里山と人との良きかかわりを継承します。
- 平地林付近の耕作放棄地の活用を推進します。

② 林産物への被害防止等

- 「佐野市鳥獣被害防止計画」を推進し、野生鳥獣による林産物被害の防止を図ります。
- 原子力発電所の事故による放射性物質について、林産物の安全確保を図ります。



柿平町

(3) 農地の保全



- ① 優良農地の保全
- ② 野生鳥獣による農作物への被害の減少

【施策の基本方向】

農地の自然環境を保全し、持続的に利用していくため、農地を適切に保全・整備していきます。また、農地周辺の緑や生き物に対する市民の意識を高め、人と身近な自然の共生を目指します。

施 策

① 農業の振興

- 「佐野農業振興地域整備計画」「人・農地プラン」を推進し、農地の有効利用と耕作放棄地の解消、中山間地域の活性化を図ります。
- 農家と消費者との交流、地産地消、市外在住者の本市への定住化を推進します。
- 食の安全や農業の重要性についての意識啓発を図ります。
- 原子力発電所の事故による放射性物質について、農産物の安全確保を図ります。
- 「佐野市農村環境計画」を推進し、環境に配慮した農業農村整備を行います。

② 野生鳥獣による農作物への被害防止

- 「佐野市鳥獣被害防止計画」を推進し、野生鳥獣による農業被害の防止を図ります。



耕作田



レンゲソウ

(4) 水辺環境の保全



目 標

- ① 野生生物の生息・生育空間の維持
- ② 自然環境に配慮した親水空間の保全

【施策の基本方向】

秋山川、旗川、菊沢川等の河川は、本市を流下して渡良瀬川に注いでいます。これらの河川を子供たちを始めとした市民が憩う空間として保全、整備を行います。

施 策

① 水源流域の保護

- 水源流域の保護のため、森林の保全を推進します。

② 湧水池の保全整備

- 湧水池周辺の環境を保全します。
- 湧水マップを作成します。

③ 河川・水路・溪流の保全

- 河川・水路・溪流の生物の生息状況を把握します。
- 河川・水路・溪流の整備に当たっては、生態系に配慮した生物が生息しやすい水辺づくりを推進します。

④ 親水空間の確保

- 自然とふれあえる親水空間としての整備や保全を図ります。
- 市民主体による河川愛護活動を支援します。
- 河川や溪流の持つ貴重な自然環境を生かした、親しみと安らぎのある水辺づくりを推進します。

(5) 生物多様性の保全



目 標

- ① 希少な動植物種の生息・生育地域の保全
- ② 多様な生物が生息・生育する環境の保全
- ③ 外来種の防除と生息・生育域の縮小

【施策の基本方向】

本市は、南北に長く標高差も約 1,000m と大きいことから、多様な自然環境に恵まれており、様々な野生動植物が生息・生育しています。その中には「ナガレコウホネ」のように本県を代表する種やカモシカ、クマタカ等自然度の高い森林に生息している貴重種も確認することができます。近年、人為的な要因により持ち込まれた動植物が、その地域特有の生態系に影響を及ぼしています。

これらの生物多様性の環境を保全するため、今後更に自然や生物についての調査研究をすすめ、環境に応じた動植物の保全を図ります。

施 策

① 野生動植物の生息・生育環境の保全

- 市のホームページ、広報紙等により自然環境保護に関する情報を提供します。
- 市民環境リポーターの育成や自然観察会の開催など、市民の自然環境への意識高揚を図ります。
- 希少動植物の分布、動向、生息・生育環境に関する調査や情報の収集を行うとともに、保護対策を推進します。
- 森林、農地、水辺の多様な環境の保全に努めます。
- 動植物の生息・生育空間づくりに努めます。

② 外来種対策

- 外来種の生息・生育に関する情報の収集を行います。
- 外来種の効果的な防除方法に関する情報収集を行います。
- 外来種の移植・移入の防止及び防除の啓発活動を推進します。

(6) 市街地の緑化



目 標

① 市街地における緑地の増加

【施策の基本方向】

緑は、都市熱の緩和など気候調節、大気浄化等の公益的な機能等を有し、市民に潤いと安らぎを与えて、快適な都市環境の創造に重要な役割を担っています。都市公園の整備、公共公益施設の緑化、既存の民有緑地保全など、緑化空間の創出を推進します。

施 策

① 緑化の推進

- 公園や緑地の維持管理を推進します。
- 道路、公園、学校等の公共施設及び民有地の緑化を推進します。
- 工場・事業所の緑化を推進します
- 市民の生垣づくりを支援します。



菊川第4公園



田沼庁舎のグリーンカーテン

(7) 景観、歴史的・文化的環境の保全



目 標

- ① 史跡・文化財や伝統芸能の保護
- ② 歴史と自然を活かした特色ある景観の維持

【施策の基本方向】

歴史と自然が一体となって優れた景観や地域の遺産を形成していたり、昔の社会の姿から自然との共生や自然の力について学ぶことなどから、歴史的・文化的環境の保全を図ります。本市の歴史と伝統を示す貴重な文化財や伝統芸能を保護し、地域の伝統文化と新しい都市文化が共存し、愛着心の手てる文化的環境を創出していきます。また、本市の特徴ある優れた景観を、生活者の視点で保全します。

施 策

① 史跡・文化財や伝統芸能の保護

- 重要な文化財の指定を推進するとともに、標識、説明板の整備を行い、文化財を保存し後世に残します。
- 地域の歴史、文化を発掘調査し、見学と伝承の場を整備します。
- 地元研究者との交流会や見学会、市民講座を通じて文化財保護意識の高揚を図ります。

② 景観の保全と創造

- 地域の特性を踏まえた景観形成重点エリアの指定に向けて、住民等との合意形成を図ります。
- 景観の形成に関する市民の意識向上のための取組を推進します。
- 景観に配慮した建築物や看板の設置に向けた規制と誘導を行います。



「自然と共にいきる水と緑のまち」の指標

指標項目	単位	H24 年度値	H29 年度 目標値	関連する主な施策
1 全般				
市内の自然環境が良好に保たれていると思っている市民の割合	%	70.3	87.0	全ての施策
2 森林の保全				
間伐の実施面積	ha	99.5	110.0	林業の振興と森林の計画的な土地利用 森林の適正な管理
林道の整備延長	m	62,175	65,000	
保安林指定面積	ha	6,559	6,919	
山地災害危険箇所の整備率	%	33.6	51.0	
3 里地・里山の保全				
里山林整備面積	ha	121.6	150.0	平地林の保全
4 農地の保全				
耕作放棄地面積	ha	136.7	120.0	農業の振興
有害鳥獣捕獲数	頭	2,016	1,740	野生鳥獣による農作物への被害防止
5 生物多様性の保全				
自然観察会参加者数	人	144	250	野生動植物の生息・生育環境の保全
自然保護活動ボランティア数	人	2,544	2,700	
6 市街地の緑化				
市民 1 人当たりの都市公園面積 (県営含む)	m ²	18.17	19.87	緑化の推進
7 景観、歴史的・文化的環境の保全				
景観啓発イベントの参加人数	人	—	800	景観の保全と創造
景観ボランティア団体数	団体	2	6	

3 「環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち」を目指して



(1) 地球温暖化対策の推進

目 標

- ① 再生可能エネルギーの導入推進
- ② 省エネルギー・エネルギー有効利用の推進
- ③ 温室効果ガス排出量の削減
- ④ フロン類の排出防止

【施策の基本方向】

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。しかしながら、気候変動の要因とされる人為的な温室効果ガスの排出は増加し、大気中の二酸化炭素（CO₂）濃度は上昇を続けています。温室効果ガスの排出に最も大きく関わっているのが、石油や石炭などの化石燃料の利用であることから、省エネルギー、エネルギー利用の高効率化、低炭素なエネルギーへの転換が強く求められています。さらには、都市基盤や交通体系、社会経済の仕組みが、低炭素社会に適合した「環境にやさしいまち」に転換していくことが必要となっています。

本市においても、エネルギー使用量の抑制、エネルギー使用量の少ない機器の使用といった省エネルギー対策、太陽光発電やバイオマス等の再生可能エネルギーの導入、市民一人一人のライフスタイルの転換などを進め、低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策に積極的に取り組みます。

施 策

① 再生可能エネルギーの導入推進

- 再生可能エネルギーについての情報提供を行い、導入を推進します。
- 太陽光発電システム導入に対する補助など、市民による導入を推進します。
- 市有施設への太陽光発電システムの導入を推進します。
- 市民出資による太陽光発電事業の事業化を推進します。

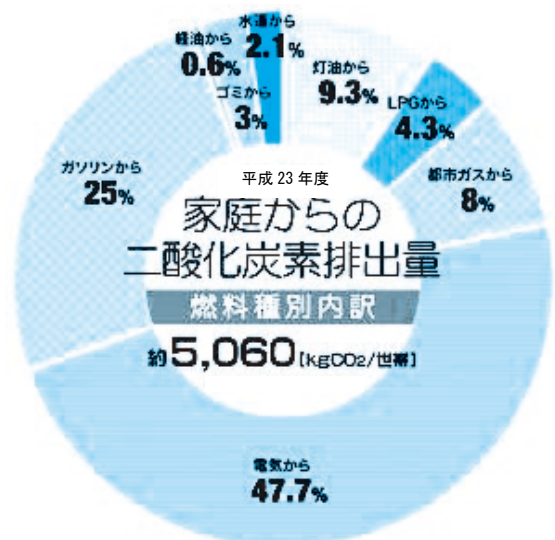
- 小水力やバイオマスによる発電の可能性を検討します。
- 森林管理や林産物活用と連携し、森林バイオマスの活用を検討します。

② 省エネルギー・エネルギー有効利用の推進

- 節電、省エネルギーについて、市のホームページ、広報紙等により取組の強化を呼び掛けます。
- 市役所による省エネルギーの取組状況を公表し、先導的役割に努めます。
- 電気自動車の購入補助のほか、省エネルギー商品に対する新たな補助制度を検討し、省エネルギーを推進します。

③ 地球温暖化対策の総合的な推進

- 国の新たな地球温暖化対策計画に対応し、市域における計画的な地球温暖化対策の推進を図ります。
- 「佐野市役所地球温暖化対策実行計画」「佐野市役所グリーン調達推進方針」を推進します。
- 市民や事業者が地球温暖化対策に取り組むきっかけづくりとして、レジ袋削減・マイバッグ持参を呼び掛けます。
- 地球温暖化対策に関する情報提供を行うとともに、講習会を開催します。
- 公共交通機関の利用を推進します。
- 計画的な幹線道路ネットワークの整備を推進し、渋滞の緩和を図ります。
- 歩行者、自転車の環境整備を図ります。
- 樹木、森林の適正な管理、市街地の緑化を推進します。



出典：温室効果ガスインベントリオフィス

④ フロン類対策の推進

- 県と連携し、フロンの回収と処理体制を整備します。
- 適正なフロンの回収のために市民や事業者に対する普及啓発を推進します。
- オゾン層を破壊しない物質を使用する機器の導入を推進します。

(2) 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進



目 標

- ① ごみの発生抑制（リデュース）の推進
- ② 再使用（リユース）の普及
- ③ 再生利用（リサイクル）の拡充

【施策の基本方向】

ごみについては、資源保全に配慮した循環型社会の形成を目指し、第一にごみの発生を抑制（リデュース）し、第二にできるだけ再使用（リユース）を行い、第三に排出されたものの資源・エネルギーとしての利用（リサイクル）を図り、可能な限り循環的な利用を行います。そのため、「佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、容器包装の抑制の啓発、分別の周知徹底、新たな分別の検討、集団回収の支援など、3Rの啓発活動と仕組みづくりを推進します。

施 策

① ごみの発生抑制・再使用・再生利用に関する啓発活動

- 市民に対し、適正なごみの分別排出となるよう情報提供し、協力を呼び掛けます。
- 町会に対し、ごみステーションの適正な維持管理を継続して促します。
- 3Rの活動を推進する各種講座やイベントを開催し、また、各種のイベントに出展することにより、3Rの実践に向けての意識の高揚を図ります。

② 市民主体の3Rの推進

- レジ袋削減の仕組みづくりを市民団体及び事業者と検討するとともに、マイバッグの持参を協働して呼び掛けます。
- 詰め替え製品やリターナブル容器製品の優先的購入や、過剰包装の辞退などを呼び掛け、ごみの発生抑制を推進します。
- ごみの減量と生ごみの有効利用を図るため、生ごみ処理機器の購入費補助を行います。
- バイオマス資源である落葉、雑草、剪定枝の堆肥化等の有効利用について、仕組みづくりを検討します。
- 再生品展示提供やフリーマーケット等を開催し、「もったいない」の心で、物を長く使うことを呼び掛けます。

- 市の不用品登録制度（譲りたい・譲って欲しい）や、民間のリサイクルショップ、リペアショップの活用を促し、ごみの発生抑制と再使用を推進します。
- 地域で実施する資源ごみの集団回収について、実施団体を増やす PR を実施し、その裾野を広げます。
- 小売店店頭での資源回収（食品トレイ、牛乳パック、使用済み電池等）への協力を呼び掛けます。

③ 事業者による 3R の促進

- 事業系ごみについて、事業者自らが発生抑制と循環的な利用を行うよう啓発します。
- 生産、流通、消費、廃棄の各段階における 3R を推進します。
- 環境マネジメントシステムの導入による環境配慮型の事業展開を奨励します。
- 循環型社会の形成のための関連法令や、3R に関する情報等の提供を行います。
- 事業系ごみの減量化に向けた助言・指導を行うとともに、減量化計画の策定を行うための仕組みづくりを検討します。

④ 3R の推進体制の整備

- 佐野市環境衛生委員協議会を中心に、地域での 3R 活動を推進する体制を整えます。
- 公民館、集会所等を拠点とした、地域の実情にあったリサイクル活動を推進します。
- 民間事業者と連携し、家庭や公園、街路樹等の剪定枝をバイオマス資源として活用する仕組みを検討します。

⑤ 受益者負担の適正化

- 3R の推進、費用負担の公平性の確保、処理費用の低減等のため、ごみ排出量に応じた有料化について検討します。

⑥ 分別収集による再生利用の推進

- 資源物が適切に分別されるよう、ごみの分け方・出し方について周知の徹底を図ります。
- 燃えるごみに含まれる紙類の割合が高いことから、紙類の分別徹底を図ります。
- 使用済小型電化製品の分別収集、バイオマス資源の分別収集、常時資源回収拠点の整備について検討します。
- ごみの分け方・出し方、収集頻度について検証し、適正化を図ります。
- 収集・運搬の効率化と経費削減のため、直営収集の委託収集への移行を推進します。

(3) 適正な廃棄物処理の推進



- ① ごみの適正処理の推進
- ② 最終処分量の削減
- ③ 不法投棄の防止

【施策の基本方向】

「佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、循環型社会を形成する基盤として、ごみの適正な処理体制を維持し、環境への配慮を十分に行いながら適正な処理を推進します。また、不法投棄の防止対策を一層強化します。

施 策

① 再生利用・熱回収を基調とした中間処理

- 各処理施設で定められた公害防止に係る排出基準の遵守、環境保全の徹底、計画的な補修による延命化を図ります。
- 民間事業者の能力を活用したごみ処理、リサイクルを検討し、推進します。
- 周辺市町との間で締結している協定に基づき、緊急時・災害時には相互に協力し、中間処理について対応します。
- 周辺市町とのごみ処理の広域化について研究します。
- 葛生清掃センターの適正な維持管理を行うとともに、広域的な施設整備の考え方を踏まえて、今後の施設の在り方を検討します。

② 最終処分量の削減

- 3R 推進と中間処理での減量化・減容化により、できる限り最終処分量を削減します。
- 民間事業者との連携による焼却灰、ばいじん等のセメント原材料への有効利用に向けた検討を行います。

③ 適正処分のための施設の整備

- 残さ類の最終処分を適正に行うため、過渡的措置として、民間の処分場において埋立処分を行います。
- 市域内への最終処分場の整備を検討するとともに、周辺市町と連携した広域的な最終処分場の整備についても検討します。
- 周辺市町との間で締結している協定に基づき、緊急時・災害時には相互に協力し、最終処分について対応します。

④ 地域美化の推進と不法投棄の防止

- 町会や各種市民団体による環境美化活動を支援、推進します。
- 廃棄物監視員によるパトロールと監視を強化するとともに、佐野市環境衛生委員協議会、NPO、県、警察等の関係機関との連携を図るなど、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。



みかもクリーンセンター中央制御室



みかもクリーンセンター展示室



不法投棄清掃



「環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち」の指標

指標項目	単位	H24 年度値	H29 年度 目標値	関連する主な施策
1 地球温暖化対策の推進				
市の太陽光発電システム機器導入補助金の交付世帯の割合	%	2.5	7.5	再生可能エネルギーの導入推進
太陽熱温水器や太陽光発電など自然エネルギーを利用している市民の割合	%	10.5	18.0	
市内での認知発電量（再生可能エネルギー発電+廃棄物発電）	百万 kWh	14	36	
年間使用電力量が前年より減少した世帯の割合	%	—	23	再生可能エネルギーの導入推進 省エネルギー・エネルギー有効利用の推進
市役所の年間使用電力量	千 kWh	34,087	31,000	
節電やアイドリングストップなど省エネルギーを実践している市民の割合	%	36.4	46.0	省エネルギー・エネルギー有効利用の推進
低燃費・低公害車を使用している市民の割合	%	26.7	31.0	
市内を運行するバスの利用者数	人	279,619	310,000	地球温暖化対策の総合的な推進
公共交通が利用しやすいと思う市民の割合	%	45.8	60.0	
2 3R(発生抑制・再使用・再生利用)の推進				
ごみ減量化やリユース、リサイクルに取り組んでいる市民の割合	%	45.2	51.0	市民主体の 3R の推進
1 人 1 日当たりのごみ排出量	g	923	830	全ての施策
ごみ排出量（一般廃棄物）	t	41,686	34,600	
再生利用率	%	14.7	30.0	
3 適正な廃棄物処理の推進				
搬入ごみが中間処理、最終処分において、適正に処理・処分されなかった件数	件	0	0	再生利用・熱回収を基調とした中間処理 適正処分のための施設の整備
不法投棄物処理件数	件	97	50	地域美化の推進と不法投棄の防止

4 「環境への思いやりと優しさのあるまち」を目指して



(1) 環境保全活動の充実



- ① 市民の自主的環境保全活動の活性化
- ② 環境配慮型企業の増加

【施策の基本方向】

市民・事業者・市の各主体は、今日の環境問題が日常生活や通常の事業活動により環境へ負荷をもたらしていることを理解し、環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動に向けての自主的な取組を推進し、各主体の持続可能な社会の構築への参加を推進します。

施 策

① 市民の自主的活動の推進

- 田中正造記念賞の授与等により、環境保全団体の活動の活性化を図るとともに、田中正造の偉業をたたえ、将来世代や全国の人々にも伝わるよう努めます。
- 市民の環境活動を支援します。
- 環境保全に向けた活動に関する講習会を開催し、情報を提供します。

② 事業所における環境配慮の推進

- 事業所における環境マネジメントシステム導入を奨励します。
- 公害防止のための指導、規制、調査の取組を推進します。
- 環境保全活動に関する情報の収集と公開を推進します。

(2) 環境学習の推進



目 標

- ① 環境学習や情報提供による環境配慮意識の向上
- ② 環境学習の場や機会の増加
- ③ 環境学習のリーダーの育成と参加者の増加

【施策の基本方向】

市民一人一人が、環境の重要性を認識するとともに、環境問題に関する理解と関心を深め、主体的に環境保全活動に取り組むため、家庭、学校、事業所、地域のそれぞれの場における環境教育、環境学習を推進します。

また、市内には多くの充実した野外活動施設が存在します。これら既存の施設を利用して環境学習を推進します。

施 策

① 環境学習の場の提供

- 市民参加型の環境イベントや講習会、講演会、講座、出前講座等を行って、環境学習の機会増加を図ります。
- みかもクリーンセンターや葛生清掃センター、秋山川浄化センター等の環境関連施設の見学会を実施します。
- 既存の野外活動施設等を利用した環境学習を推進します。
- 環境教育・環境学習プログラムの推進、学習教材の充実を図ります。
- 自然体験・学習型の観光（エコツーリズム）を推進します。
- こどもエコクラブを支援します。
- 市民環境リポーターを育成します。

② 学校における環境学習の推進

- 環境問題に対する理解を深めるための体験的な活動や環境学習を推進します。
- 大学や市民団体等と連携して、学校で利用できる環境学習プログラムの開発や学習教材の充実を図ります。
- 本市出身で環境問題の先駆者である田中正造についての学習を推進します。

③ 環境教育リーダーの育成

- 環境教育リーダーの交流を進めます。
- 広域的に環境教育リーダーを募り、講習会や交流会を推進します。



ゴイサギ



オシドリ



ケリ



チョウトンボ



ウスバシロチョウ



ヨツボシトンボ



ギンラン



イチリンソウ



ヤマユリ

(3) 環境情報の共有とネットワークの推進



① 環境情報共有ネットワークの構築

【施策の基本方向】

市民や事業者の意識を高め、積極的に環境保全への取組を進めていくために、市広報、ホームページ等の各種メディアの活用やイベントの開催などの様々な手法を活用し普及・啓発活動を展開していきます。さらに、環境保全活動を行う市民団体と協働できるシステムを構築します。

また、佐野市環境マップの内容の充実を図ります。

施 策

① 環境情報共有ネットワークの構築

- 市民・事業者・市がそれぞれ持っている情報を集約し、共有し、協働で考え行動できるシステムの構築を図ります。
- 佐野市環境マップに新たな環境情報を取り込み、更新していきます。

② 佐野市環境ネットワーク会議との協働の推進

- 人と人との交流による情報共有と、率先的な環境保全活動の提案や自らの実践を推進します。
- 本計画の進捗状況の点検・評価と、環境問題についての意見交換等を行います。



「環境への思いやりと優しさのあるまち」の指標

指標項目	単位	H24 年度値	H29 年度 目標値	関連する主な施策
1 全般				
環境に配慮した生活をしている市民の割合	%	34.2	38.0	全ての施策
2 環境保全活動の充実				
市民活動に携わっている団体数	団体	331	350	市民の自主的活動の推進
自然保護活動ボランティア数	人	2,544	2,700	
3 環境学習の推進				
自然観察会参加者数	人	144	250	環境学習の場の提供
環境学習メニュー数	講座	14	20	
市民環境リポーター数	人	30	34	
3R 関連講習会受講者数	人	643	750	
体験型宿泊施設の宿泊者数	人	13,200	14,100	
体験メニュー数	個	31	37	

VI 重点プロジェクト

市民・事業者・市の協働により重点的に具体化を図る取組を、重点プロジェクトとして位置付けました。

1. 低炭素・資源エネルギー地産地消プロジェクト

【背景】

地球温暖化は最も重大な環境問題となっており、その主要な要因である経済活動や一人一人の生活において、エネルギーの低炭素化（二酸化炭素（CO₂）排出の削減）と資源の循環利用が強く求められています。

【基本方針】

地域にある再生可能エネルギーと、地域で回収・再生した資源を、地域で利用し（地産地消）、地域の活力に役立てることを目指して、太陽光発電、バイオマス利用などに取り組んでいきます。



【各主体の役割】

市民	・ 太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーの利活用に取り組みます。 ・ 木質燃料や生ごみ堆肥、廃食用油などのバイオマスの利活用に取り組みます。 ・ 再生可能エネルギーを利活用する活動に協力し、参加します。
事業者	・ 太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーの利活用やビジネスに取り組みます。 ・ 木質燃料や生ごみ堆肥、廃食用油などのバイオマスの利活用や再生利用ビジネスに取り組みます。 ・ 再生可能エネルギーを利活用する活動に協力し、参加します。
市	・ 太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーの利活用を推進します。 ・ 木質燃料や生ごみ堆肥、廃食用油などのバイオマスの利活用を推進します。 ・ 再生可能エネルギーを利活用する市民や事業者の活動を支援します。

【具体的な活動】

- 家庭における太陽光発電システム導入に対して、公的支援（補助）を行い、導入の促進を図ります。
- 市有施設への太陽光発電システムの導入に取り組みます。
- 庁舎を始めとする公共施設について、省エネルギー性能向上や再生可能エネルギー利用を図ります。
- 市民出資による太陽光発電事業を推進します。
- 再生可能エネルギーや資源再生の施設について、体験の場や観光資源としての活用を図ります。
- 水力や森林バイオマス、廃棄物系バイオマスなどの地域が有する多様な資源・エネルギーと、地域の民間施設の利活用について、情報収集と検討を行います。

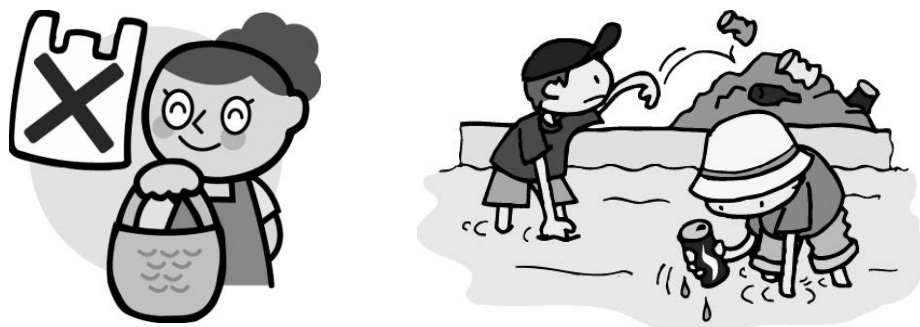
2. 3R・地域美化推進プロジェクト

【背景】

ごみの排出による環境負荷、勝手に捨てられたごみによる景観の悪化や生活環境への影響など、ごみに起因する様々な問題は、日常的に感じやすい生活と密着した環境問題であり、その解消が強く求められていることから、ごみの減量化・適正排出ときれいなまちづくりに取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

ごみの発生と排出、ごみによる環境問題などについて、情報提供や環境学習、市民・事業者が主体となる取組の推進・支援、不適正行為に対する啓発・指導などを行い、ごみの発生抑制を最優先とする 3R（リデュース、リユース、リサイクル）と、まちをきれいに保つ地域美化を推進します。



【各主体の役割】

市民	・ 買い物にマイバッグを持参し、レジ袋を断るようにします。 ・ 過剰包装を断る、余分・余計な買い物をしない、詰め替え商品やリターナブル容器を利用するなど、生活の中でごみになるものを減らします。 ・ 生ごみの自家処理や堆肥化を行い、燃えるごみを減らします。 ・ フリーマーケットやリサイクルショップ、リペアショップを利用します。 ・ 集団回収や小売店店頭での資源物回収に協力し、参加します。 ・ ごみの分別と適正処理を徹底します。 ・ 外出時にごみを捨てずに持ち帰ります。 ・ 犬猫等のペットのふんの処理を適正に行い、他人に不快感を与えないようにします。 ・ 家や敷地をきれいに保ちます。 ・ 子どもにごみについてのマナーを教えます。 ・ 地域の 3R 活動や美化活動に協力し、参加します。
事業者	・ レジ袋や包装の削減に協力します（小売業者）。 ・ 生産、流通、消費、廃棄の各段階における 3R を推進します。 ・ ごみを減らすため、物品の無駄の排除や、容器や包装・梱包の削減、従業員の行動改善に努めます。 ・ ごみの分別と適正処理を徹底します。 ・ 社屋や敷地をきれいに保ちます。 ・ 地域の 3R 活動や美化活動に協力し、参加します。
市	・ 3R 推進とごみの適正処理の徹底を市民・事業者呼び掛けます。 ・ 市民や事業者による 3R 活動や美化活動を支援します。 ・ 市民や事業者が 3R に取り組みやすい仕組みづくりを推進します。 ・ 自ら事業者として市内の 3R を推進します。 ・ ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を図ります。 ・ 犬猫等のペットのふんの適正な処理を呼び掛けます。 ・ 建物や敷地の衛生管理を市民や事業者呼び掛けます。

【具体的な活動】

- レジ袋や過剰包装の削減とマイバッグ持参の運動を推進します。
- 3R の活動を推進する講座やイベントを開催し、また、各種イベントに出展することにより、3R の実践に向けての意識の高揚を図ります。
- 佐野市環境衛生委員協議会を中心に、地域での 3R 活動を推進する体制を整えます。
- 町会等の地域組織、市民団体、事業所や事業者団体、個人等による道路、建物、公園、河川、用水路、山林などの各種美化活動を推進します。
- 佐野市環境衛生委員協議会等と連携し、不法投棄に関する情報収集と計画的な対策を推進します。

3. 自然学習プロジェクト

【背景】

自然環境と調和し自然の恵みを大切にする自然共生型の社会を形成し、生物多様性（生きものの環境や生態系、生物種、遺伝子が多様であること）を確保していくため、自然への親しみと理解が必要となっています。

【基本方針】

より多くの人が本市の水や緑に親しみ、人と自然との関わりや環境の成り立ちについて学んで、自然を大切にする心と文化が育まれることを目指して、自然環境についての環境教育、体験活動などに取り組んでいきます。

写真
（右から時計回りに）
ウソ
旗川上流
根古屋森林公園
カタクリ
キンラン
ウチワヤンマ
ミヤマカラスアゲハ
カワセミ



【各主体の役割】

市民	・水や緑、生きものに興味を持ち、関心を高めます。 ・動植物や地形、気象など、自然の成り立ちや災害について学習します。 ・実際の自然と親しみ、展示やイベントで興味を深めます。 ・知識や経験のある人が案内役となって、自然の良さや知識を伝えます。 ・子どもに自然の良さや知識を教えます。 ・自然と親しむ上でのマナーを守ります。 ・自然環境の保全、自然に関する体験や学習の活動に、協力し、参加します。
事業者	・緑化など、建物や敷地に自然を取り込みます。 ・自然環境の保全、自然に関する体験や学習の活動に、協力し、参加します。 ・農林業や土木など自然との関わりが深い事業では、市民との交流、情報発信に努めます。 ・自然を活かした産物やサービスの提供に努めます。 ・自然環境の保全、自然災害防災、鳥獣被害対策など、自然との調和、共存に努めます。
市	・自然環境や、人と自然との関わりについて、情報の整備と提供を推進します。 ・自然と関わりの深い文化財や希少動植物の保護を推進します。 ・自然体験、自然学習の場と機会の提供を図ります。 ・自然を活かした地域力の向上を図ります。

【具体的な活動】

- 本市出身で環境問題に取り組む先駆者となった田中正造の偉業と、「真の文明ハ 山を荒さず 川を荒さず 村を破らず 人を殺さざるべし」の思いを伝えながら、人と自然との共生についての学習活動、啓発活動を推進します。
- 自然と歴史が育んだ景勝や名所などを、地域の自然文化遺産として保全し、活用を図ります。
- 大学や市民団体等と連携し、自然観察会、小学校での自然学習、一般向け自然体験講座などを推進します。
- 自然、歴史、地域に親しみ学ぶ、学習活動、体験活動を推進します。

4. さのネットワークづくりプロジェクト

【背景】

地域の環境を良好なものとし、また、環境の課題を改善していくためには、市民や事業者の自主的な活動と、人々が交流するネットワークが必要不可欠となっています。

【基本方針】

環境保全、環境学習、農林業、環境ビジネスなど、様々な立場から環境に関わる人々が交流し、知恵や活力が生まれることを目指して、参加の場や連携・協力の形成に取り組めます。

【各主体の役割】

市民	・環境に関する活動に協力し、参加します。 ・環境に関する情報発信や交流を行い、他の活動団体や市・事業者との連携・協力を推進します（町会、市民団体等）。
事業者	・環境に関する活動に協力し、参加します。 ・環境に関する情報発信や交流を行い、他の事業者や活動団体、市との連携・協力を推進します。
市	・環境に関する市民・事業者の活動を推進します。 ・ネットワークづくりを支える情報の整備、提供に取り組めます。 ・市民・事業者との協働による環境施策・事業を推進します。

【具体的な活動】

- 佐野市環境ネットワーク会議の充実と、他の様々な活動団体との交流、連携を図ります。
- 環境に関する取組と、教育や産業、地域社会などとの連携、協力を図ります。

環境問題に取り組んだ先駆者、田中正造について

田中正造は、天保 12 年（1841 年）に安蘇郡小中村（現栃木県佐野市小中町）に生まれ、明治 11 年（1878 年）37 歳で栃木県第 4 大区 3 小区区会議員、明治 13 年（1880 年）39 歳で栃木県会議員に、明治 23 年（1890 年）49 歳で衆議院議員となった本市を代表する人物です。

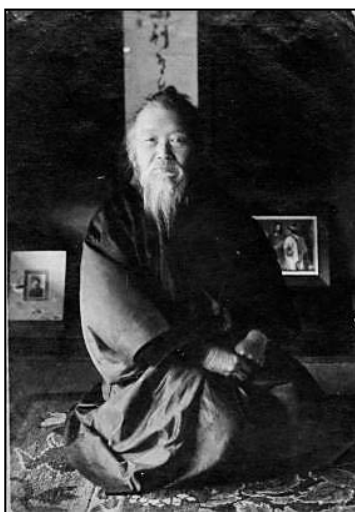
田中正造は、明治 24 年（1891 年）第 2 回帝国議会において、足尾銅山から流出した鉱毒が、渡良瀬川流域の農作物や魚等に大きな被害を引き起こした鉱毒問題を取り上げ、渡良瀬川沿いの人々を救うために鉱毒事件の惨状を訴えました。さらに、国に対して鉱山の操業停止、環境の改善、農民等の救済を求めました。国の政策に改善が見られなかったため、明治 34 年（1901 年）天皇に直訴し、足尾鉱毒事件は社会問題として広まりました。大正 2 年（1913 年）72 歳で病に倒れ、その生涯を終わりました。

田中正造は自らの生涯のなかで、環境の大切さ、行動することの大切さを訴え続けました。

真の文明ハ 山を荒さず 川を荒さず
村を破らず 人を殺さざるべし

（田中正造日記より 明治 45 年 6 月 17 日付）

田中正造「遺愛の肖像」



田中正造の遺品



VII 計画の推進

1. 計画の進行管理をするための組織

佐野市環境審議会、佐野市環境ネットワーク会議、佐野市環境保全推進委員会の3つの組織により計画の推進を図り、本市の環境施策の総合的な調整や計画の適正な進行管理を円滑かつ効果的に実施します。

(1) 佐野市環境審議会

環境保全に関し、基本的事項について調査・審議します。

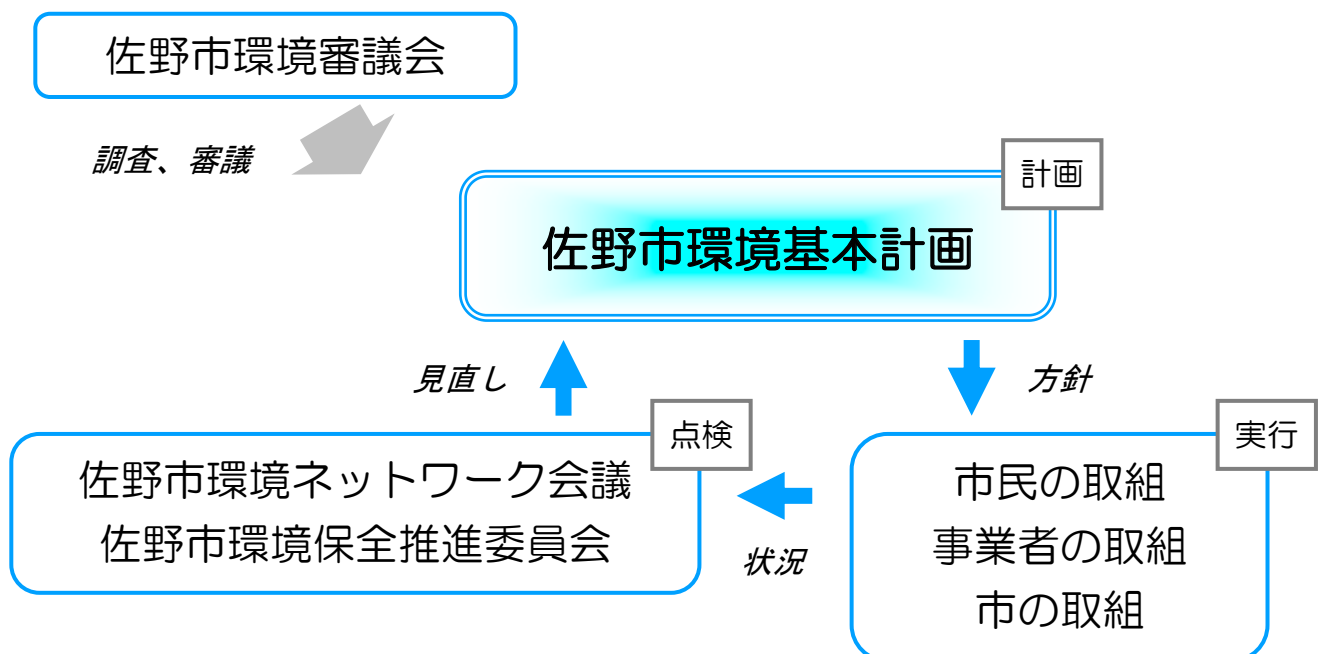
(2) 佐野市環境ネットワーク会議

市民・市民団体、事業者、市で構成する佐野市環境ネットワーク会議において、計画の推進への協力、人材育成、情報の共有を行い、各主体間の連携強化を図ります。

(3) 佐野市環境保全推進委員会

環境基本計画を総合的・計画的に推進するため、庁内に佐野市環境保全推進委員会を組織し、環境基本計画に基づいた施策の総合調整を行います。

計画の推進体制



2. 計画の推進体制の整備

本計画を推進し、目標を達成するためには、市民・事業者・市の連携、環境情報の共有や活動の場の提供が欠かせません。これら推進体制の整備について、以下に示します。

(1) 市民・事業者・市のパートナーシップ

環境問題を効果的に解決していくには、市民・事業者・市が環境基本計画の担い手として互いに連携しながら積極的に参画することが必要です。

また、環境に関する市民・事業者の自主的な活動を支援するために、環境情報の共有や活動の場を提供し必要な措置を講じます。

(2) 環境情報の収集・発信及び調査・研究の推進

環境保全に取り組んでいくためには、環境の現状及び社会的動向に関する情報を、市民・事業者・市が共有することが重要です。将来を見据えた環境基本計画の推進に向けて、市は、環境に関する情報の収集、分析及び提供方法の検討・整備に努め、市広報やインターネットを通じ広く市民及び事業者への提供・発信に努めます。

地域の環境に関する調査・研究は、都市活動や産業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に捕らえ、複雑化・広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となるものです。市民・事業者・市は、環境情報に関する調査・研究に努めます。

(3) 国・県及び他自治体との連携・協力

環境保全を進めていく上で、本市だけでは対応できないものや、広域的に取組を行うことで高い効果が期待できるものについては、国・県及び他自治体と連携してその推進に努めます。

VIII 環境配慮指針

この章では、本計画が目指す環境の将来像ごとの市民・事業者の環境保全への取組（環境配慮）の例と、地域環境からみた取組の指針を示します。なお、滞在者においては、市民の環境保全への取組（環境配慮）の例を基に、その滞在期間において自らの行動に伴う環境負荷の低減に努めていくものとします。

1. 「快適で安心して暮らせるまち」のために



(1) 大気環境の保全

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	・ 低公害車（エコカー）の利用、エコドライブなど環境にやさしい運転を行います。 ・ 公共交通機関、自転車の利用を心がけます。 ・ 自動車の点検・整備を十分に行います。 ・ <u>ごみの野焼きを行いません。</u>
市民	・ マイバッグ等の利用や、生ごみや落ち葉の堆肥化などによる発生抑制、ごみの分別を行い、燃えるごみを削減します。
事業者	・ マイカー通勤の自粛を呼び掛け、ノーマイカーデーや相乗りを実施します。 ・ <u>設備の管理を適正に行い、規制基準を遵守するだけでなく、環境負荷の低減に取り組みます。</u> ・ 周辺地域に配慮した事業活動を心がけます。 ・ <u>事故や災害の際に発生すると考えられる汚染を未然に防止するため、事前に評価し対策を行います。</u>

※下線があるものは、法律や条例に根拠規定があるものです。



(2) 水環境の保全

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	・ <u>浄化槽は正しく機能するよう定期的に点検・清掃などを行います。</u> ・ 下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽を利用します。
市民	・ 野菜くずや食べ残し、食用油を流しから流しません。 ・ 洗剤やシャンプーなどは適量を使い、洗剤の使用量を減らします。 ・ 環境に優しい洗剤を利用します。 ・ 米のとぎ汁などは、植物の水やりに利用します。 ・ 蛇口の水は勢いよく出さないようにします。 ・ 洗車するときは、水や洗剤の使用を少なくします。
事業者	・ <u>有害物質や危険物を排水から流さないで、適正に処理します。</u> ・ <u>設備の管理を適正に行い、規制基準を遵守する</u>だけでなく、環境負荷の低減に取り組みます。 ・ <u>事故や災害の際に発生すると考えられる汚染を未然に防止するため、事前に評価し対策を行います。</u> ・ 水源地や水源周辺にある事業所からの排水の高度処理を実施します。 ・ 水源地や水源周辺での汚染物質の使用や貯留を避けます。 ・ 水源周辺でのかん養林の保全と育成、維持管理に参加、協力します。

※下線があるものは、法律や条例に根拠規定があるものです。



(3) 土壌汚染・地盤沈下の防止

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	・ 駐車スペースや庭は、水が地面に染みこむよう、土や透水性ブロックの部分を増やします。 ・ 雨水をためて、水やりや打ち水に使います。
市民	・ 家庭菜園やガーデニングで農薬を使用する場合には、適正に使用します。
事業者	・ 雨水や処理水の利用に努めます。 ・ <u>事故や災害の際に発生すると考えられる汚染を未然に防止するため、事前に評価し対策を行います。</u> ・ 開発・整備に際しては、地下水や伏流水の流路を分断しないよう配慮します。

※下線があるものは、法律や条例に根拠規定があるものです。



(4) 騒音・振動・悪臭の防止

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	・ <u>浄化槽は正しく機能するよう定期的に点検・清掃などを行います。</u> ・ 駐車場でのアイドリングやカラオケなどの近隣に迷惑となる騒音を出しません。 ・ 公共交通機関、自転車の利用を心がけます。 ・ 通学路や歩行者の多い道路、住宅地への通過や大型車の乗入れを自粛します。 ・ 自動車の点検・整備を十分に行います。 ・ <u>所有している空き地を適正に管理します。</u> ・ <u>ごみの野焼きを行いません。</u>
市民	・ <u>近隣への配慮を心がけ、騒音・振動・悪臭等を発生させません。</u>
事業者	・ <u>低騒音、低振動型の機器の設置と整備、防音、防振対策を進めます。</u> ・ <u>防臭装置の設置や施設の気密性の向上により、悪臭の拡散を防止します。</u> ・ <u>設備の管理を適正に行い、規制基準を遵守するだけでなく、環境負荷の低減に取り組みます。</u>

※下線があるものは、法律や条例に根拠規定があるものです。



(5) 有害化学物質対策

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	- 化学物質に対する正しい理解と、適正な製品の購入・使用・廃棄を徹底します。 - 家や建物の新築・改装・購入に際しては、シックハウスに注意します。 - 燃料などの危険物、有害物質の適正管理を徹底します。 - 農薬の適正使用と適正処理に努めます。
事業者	<u>化学物質の適正な購入・使用・廃棄を徹底します。</u> - 毒性の低い原材料への転換を進めます。 - 有害物質を適正に管理し、地下浸透等の流出の防止を徹底します。 <u>事故や災害の際に発生すると考えられる汚染を未然に防止するため、事前に評価し対策を行います。</u>

※下線があるものは、法律や条例に根拠規定があるものです。

2. 「自然と共によりいきる水と緑のまち」のために



(1) 森林の保全

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	- 地元産出材の利用に努め、木材製品を大切に長く使用します。 - 間伐材の有効利用に努めます。
市民	- 地元木材製品の利用を心がけます。 - 自然体験型環境学習（エコツアーリズム）に参加します。
事業者	- 開発や整備に際して、生物の生育・生息空間の保護に努めます。 - 製材副産物をチップ化し、有効利用に努めます。



(2) 里地・里山の保全

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	・ 所有する平地林（屋敷林、社寺林等を含む。）の保全に努めます。 ・ 地域の緑化活動に積極的に協力し、参加します。 ・ 身近な動植物の保護活動に協力します。
市民	・ 自然観察会や自然体験活動に参加し、自然と親しむ機会を増やします。 ・ 身近なハイキング道、里地・里山等の環境美化に協力します。
事業者	・ 開発や整備に際して、生物の生育・生息空間の保護やネットワーク化に努めます。 ・ 敷地内及び事業所周辺の緑化には、地域在来の植物を植栽するよう努めます。



(3) 農地の保全

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	・ 農業や農地が果たす役割について理解を深め、生産者との交流に努めます。 ・ 地域の農作物を利用するなど、地産地消の取組に協力します。 ・ 農地周辺の動植物の保護活動に協力します。
市民	・ 自然観察会や自然体験活動に参加し、自然と親しむ機会を増やします。
事業者	・ 耕作放棄地の解消を図ります。 ・ 農薬や肥料を適正に使用し、農業廃棄物の分別と適正な処理を行います。 ・ 調理くずや残った食料品を飼料や堆肥にする仕組みをつくりまします。 ・ 開発等に際しては、農地が果たしている機能や農村景観の保全に努めます。 ・ 環境にやさしい生産技術による農作物の提供や販売など、食の安全を確保します。



(4) 水辺環境の保全

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	・ 地域の河川清掃活動や維持管理に協力します。 ・ 川や湧水池周辺の美化活動や景観保全に協力します。
市民	・ 自然観察会や自然体験活動に参加し、自然と親しむ機会を増やします。 ・ 外来種やペット動物・昆虫などは適切に飼育管理を行い、野外への遺棄は行いません。
事業者	・ 水路や水辺の整備に際しては、自然再生や多自然型工法を考慮します。 ・ 農業水路や雨水排水路、緑地等を活用した自然再生に協力します。



(5) 生物多様性の保全

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	・ <u>貴重な動植物の保護活動に参加します。</u> ・ 野外での活動では、自然を大切にし、ルールやマナーを守ります。
市民	・ 自然観察会や自然体験活動に参加し、自然と親しむ機会を増やします。 ・ 外来種やペット動物・昆虫などは適切に飼育管理を行い、野外への遺棄は行いません。
事業者	・ 自然地の開発・整備に際しては、自然の環境浄化機能や防災機能などを考慮します。 ・ レクリエーション施設の整備・運用に際しては、自然環境への影響に配慮します。

※下線があるものは、法律や条例に根拠規定があるものです。



(6) 市街地の緑化

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	- 公園の清掃活動に協力します。 - 地域の自然植生に配慮した緑化を行います。
市民	生け垣や花壇を作り、花や緑を増やします。
事業者	- 敷地内、屋上等の緑化を推進します。 - 事業所建設に際しては、周辺緑化やオープンスペースの確保などに配慮します。



(7) 景観、歴史的・文化的環境の保全

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	- 建物の建築や敷地の改変に際しては、周辺の景観に配慮します。 - 伝統文化、民話などの環境資源の発掘、保存に協力します。 - 地域の祭りや行事に協力し、参加します。 - 建物や敷地、その周囲をきれいに保ちます。 <u>所有している空気を適正に管理し、地域の環境美化に協力します。</u>
市民	- 地域の歴史や文化、街並みなどに興味を持ち、ふれあう機会を増やします。 - 郷土の自然や歴史・文化を学びます。 - 犬などのペットのふんを持ち帰ります。 - 空き缶や吸い殻、ごみのポイ捨てをしません。
事業者	商店街では、敷地や建物の一部での安らぎ空間の創造に協力します。

※下線があるものは、法律や条例に根拠規定があるものです。

3. 「環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち」のために



(1) 地球温暖化対策の推進

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	・ <u>使用しない電灯や機器は電源を切るなど、節電に努めます。</u> ・ <u>省エネルギー型製品の利用を心がけます。</u> ・ エアコンは、冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安に設定します。 ・ 車を利用する場合は、エコドライブを心がけます。 ・ 低燃費・低公害車の利用に努めます。 ・ 自動車の使用は控え、なるべく自転車や公共交通機関を利用するよう努めます。 ・ 自動車の定期点検、積載物のチェックを行い、車の適正な管理と使用に努めます。 ・ 太陽光発電や太陽熱利用等、再生可能エネルギーの利用を進めます。 ・ 水道の節水コマの使用、水量調節により節水に努めます。 ・ 雨水貯留槽や貯水タンクを設置し、洗車や散水等における雨水の有効利用に努めます。 ・ 再生可能エネルギーを活用する活動に協力し、参加します。
市民	・ 買い物にマイバッグを持参し、レジ袋を断るようにします。 ・ 食器洗いなどに使用するお湯の温度は低めにします。 ・ 風呂の残り湯を洗濯などに利用します。
事業者	・ コージェネレーション、高効率蓄熱槽ヒートポンプシステムの導入を検討し、未利用エネルギーを有効に利用します。 ・ レジ袋や包装の削減に努めます。 ・ 環境マネジメントシステムの導入に努めます。 ・ フロン類の適正な回収・処理に努めます。

※下線があるものは、法律や条例に根拠規定があるものです。



(2) 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	・ごみの分別を行い、資源ごみのリサイクルを推進します。 ・地域や各種団体で行う3R活動に協力し、参加します。 ・レンタルやリースを有効に利用します。 ・リサイクル製品や環境にやさしい製品を使用します。
市民	・買い物にマイバッグを持参し、レジ袋を断るようにします。 ・マイ箸、マイボトルを利用します。 ・過剰包装を断ります。 ・余分なものは買わないようにします。 ・ものを大切にし、使い捨ての商品は買わないようにします。 ・リターナブル容器や詰め替えができる商品を利用します。 ・エコクッキングを実践し、生ごみを減らすように工夫します。 ・生ごみ、植栽の落葉や剪定枝は堆肥化し、有効に活用します。 ・フリーマーケットやリサイクルショップ、リペアショップを利用します。 ・集団回収や小売店店頭での資源物回収に協力し、参加します。
事業者	・レジ袋や包装の削減に努めます。 ・ごみの発生を抑制する製品の製造、流通、販売を推進します。 ・製品の修理や修繕の仕組みをつくります。 ・<u>リサイクル可能な素材の使用や資源回収の仕組みづくりを行います。</u> ・ごみを減らすため、物品の無駄の排除や、容器や包装・梱包の削減、従業員の行動改善に努めます。 ・再生紙を使用し、また、紙類の使用を控えます。

※下線があるものは、法律や条例に根拠規定があるものです。



(3) 適正な廃棄物処理の推進

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	・ <u>ごみの適正処理を徹底します。</u> ・ <u>ごみのポイ捨てや不法投棄を行いません。</u> ・ <u>ごみの野焼きを行いません。</u> ・ <u>家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に定められた処理を行います。</u> ・ カラスや猫に、ごみを荒らされないようにします。 ・ 地域の美化活動に協力し、参加します。
市民	・ ごみは決められた日、時間、場所に出すなど、ごみ出しのルールを守ります。 ・ たばこや空き缶等のポイ捨て、ペットのふんの放置は行いません。 ・ 外出時のごみは、持ち帰ります。 ・ 子供にごみについてのマナーを教えます。
事業者	・ <u>マニフェスト制度に基づく産業廃棄物の適正処理を徹底します。</u> ・ <u>食品残さ等の飼料化・堆肥化など、有効利用の仕組みをつくります。</u>

※下線があるものは、法律や条例に根拠規定があるものです。

4. 「環境への思いやりと優しさのあるまち」のために



(1) 環境保全活動の充実

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	各種の環境保全活動や環境美化運動に参加・協力します。
市民	- 環境保全活動の情報を積極的に収集し活用します。 - 家族みんなで環境にやさしい暮らしを実践します。 - 地域の環境保全活動に参加・協力します。
事業者	- 規制値より厳しい管理目標を設定し、公害防止の自主管理を徹底します。 - 環境に配慮した事業活動を実践します。 - 環境配慮型商品の開発、製造、流通、販売に努めます。 - 環境マネジメントシステムや環境会計の導入を推進します。 - 環境活動評価プログラムなどによる環境負荷量や取組の状況をチェックします。 - 市民や市との公害防止協定、環境保全協定を結びます。 - 社員の環境保全ボランティア活動参加への理解と支援を行います。 - 市民の環境保全活動に参加・協力します。



(2) 環境学習の推進

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	・ 地域の環境教育・環境学習に参加します。 ・ 環境講演会、環境講座に参加し理解を深めます。 ・ 学校での環境教育や体験学習への協力や支援を行います。
市民	・ 自然観察会や体験学習に参加します。 ・ 市民環境リポーターとして自然環境調査に参加します。 ・ 家庭で子供とともに環境問題について考えます。
事業者	・ 職場などでの環境研修会、環境保全活動に参加します。 ・ 学校での環境教育や市民の環境学習への理解と参加、施設見学に協力します。 ・ 環境に関する知識や技術を、環境教育や環境学習の場に提供します。



(3) 環境情報の共有とネットワークの推進

実施主体	取組（環境配慮）の例
市民・事業者 共通	・ まちづくりに関する学習会や意見交換会に参加し意見や提案を行います。 ・ 団体や事業所の環境保全活動情報を収集し活動に協力します。 ・ 自分や事業所が持っている環境に関する知識や技術の情報を提供します。 ・ 佐野市環境ネットワーク会議などの環境保全活動団体の交流、活動に協力し、参加します。 ・ 市の環境情報（環境マップ等）を活用し、地域環境について考えます。
事業者	・ <u>環境保全への取組や活動状況の情報を発信し、広く市民に理解を得るようにします。</u> ・ 商品に関する環境情報を公開します。

※下線があるものは、法律や条例に根拠規定があるものです。

5. 地域別環境配慮指針

(1) 地域別環境配慮指針の目的

本市は、面積の6割を森林が占め湧水に恵まれた自然豊かな地域、関東平野北端に広がる農地、主要道路沿いに面した市街地と多様な環境を有しています。

地域環境の保全と創造、有効な活用を推進していくためには、地域ごとの環境の現況を踏まえた配慮を行うことが必要となります。そのため、それぞれの地域ごとに環境配慮指針を示します。

(2) ゾーンの設定

① 市街ゾーン

佐野地域中心市街地、佐野新都市地区、北関東自動車道佐野田沼インター周辺地域、田沼地域中心市街地、葛生地域中心市街地の5地区など



佐野駅前

② 田園・集落ゾーン

市街ゾーンを取り囲み、田園と集落が共存する地区



黒袴町付近

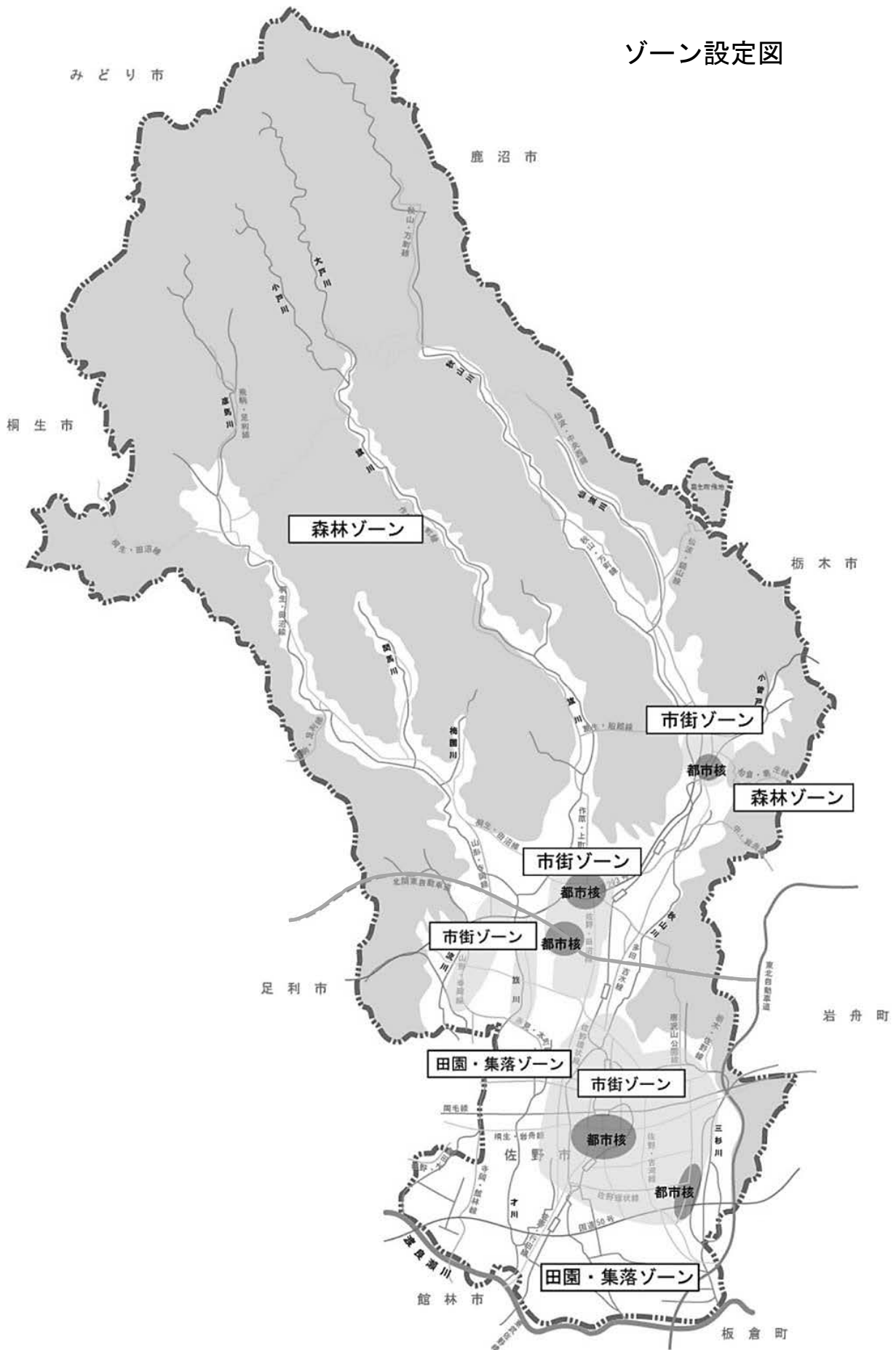
③ 森林ゾーン

自然環境保全地域に指定されている地区を含めた主に市北部の地区



作原町付近

ゾーン設定図



(3) 地域別環境配慮指針

① 市街ゾーン

目指す環境の将来像	指針
快適で安心して暮らせるまち	・自動車交通の負荷を軽減し、公共交通機関の利用を推進します。 ・ばい煙や粉じん、揮発性有機化合物、ダイオキシン類を排出する施設に対する規制基準の遵守の徹底や削減対策を推進します。 ・深夜営業による騒音や拡声機の騒音に対し、適切に指導を行います。 ・下水道への接続を促進します。 ・汚水を排出する施設に対する規制基準の遵守の徹底を推進します。 ・発生源となる特定施設を設置している工場・事業所及び特定建設作業に対し、規制基準の遵守の徹底を図ります。 ・焼却施設を有する事業所に対し、施設管理の徹底を指導します。 ・大気環境などの放射性物質の状況について監視し、公表します。
自然と共に生きる水と緑のまち	・道路、公園、学校等の公共施設の緑化を推進します。 ・生垣や花壇を作り、緑化を推進します。 ・工場・事業所の緑化を推進します。 ・農林産物の放射性物質の状況について監視し、公表します。
環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち	・再生可能エネルギーの導入を推進します。 ・節電や省エネルギー機器の導入など、省エネルギー・エネルギーの有効利用を推進します。 ・電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車等低公害車（エコカー）の導入を推進します。 ・レジ袋の使用を抑制します。 ・3Rの推進とごみの適正処理を推進します。 ・地域美化を推進します。
環境への思いやりと優しさのあるまち	・市民参加型の環境イベント等を行い、環境学習の機会増加を図ります。 ・事業所における環境マネジメントシステムの導入の普及を図ります。 ・公害防止の指導、規制、調査の取組を推進します。

② 田園・集落ゾーン

目指す環境の将来像	指針
快適で安心して暮らせるまち	・ 野焼き行為の防止の指導を推進します。 ・ 農薬や化学肥料の適正な使用を推進します。 ・ 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を推進します。 ・ 家庭でできる生活排水対策を推進します。 ・ 大気環境などの放射性物質の状況について監視し、公表します。
自然と共に生きる水と緑のまち	・ 農地の有効利用と耕作放棄地の解消を図ります。 ・ 地産地消を推進します。 ・ 野生鳥獣による農林産物の被害を防止するための支援を行います。 ・ 農林産物の放射性物質の状況について監視し、公表します。
環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち	・ 再生可能エネルギーの導入を推進します。 ・ 節電や省エネルギー機器の導入など、省エネルギー・エネルギーの有効利用を推進します。 ・ 電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車等低公害車（エコカー）の導入を推進します。 ・ レジ袋の使用を抑制します。 ・ 3R の推進とごみの適正処理を推進します。 ・ 地域美化を推進します。
環境への思いやりと優しさのあるまち	・ 自然観察会や自然体験活動等を行い、環境学習の機会増加を図ります。

③ 森林ゾーン

目指す環境の将来像	指針
快適で安心して暮らせるまち	- 河川の健全な水循環を確保するために、森林や農地の保全に努めます。 - 大気環境などの放射性物質の状況について監視し、公表します。
自然と共に生きる水と緑のまち	- 適切な間伐による森林整備を推進します。 - 環境教育、環境学習の場としての活用を推進します。 - 水をかん養する森林を保全します。 - 動植物の生息・生育空間づくりに努めます。 - 林産物の放射性物質の状況について監視し、公表します。
環境への負荷の少ない低炭素・循環型のまち	不法投棄の防止のため、監視、パトロールを強化します。
環境への思いやりと優しさのあるまち	- 既存のレクリエーション施設を利用して環境学習を推進します。 - 自然体験・学習型の観光（エコツーリズム）を推進します。

資料編

1. 佐野市環境基本条例

平成23年3月23日

条例第10号

佐野市は、古く万葉集に詠（うた）われた秀麗な三毳山や安蘇の河原、戦国時代の唐沢山城跡に代表されるように、緑豊かな森林や清流、数多くの文化遺産に恵まれ、この美しい自然環境は、訪れる人々に潤いとやすらぎを与えている。

しかしながら、高度化する社会の進展に伴い、私たちの暮らしも大きく変化し、いつしか、自然の恵みの尊さを見失いがちとなった。気付けば、地球温暖化という人類の危急にして、大変困難な問題に直面している。

「真の文明ハ 山を荒さず 川を荒さず 村を破らず 人を殺さざるべし」この信念を貫いた「田中正造」は、環境問題の先駆者であり、郷土の誇りである。

今、正に、この言葉から私たちの生活の在り方が地球環境に深くかかわっていることを想起し、一人一人の知恵と努力、参加と協働によって持続可能な社会を形づくり、かけがえのない自然環境を未来に継承していくため、新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、環境の保全及び創造に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する者（以下「滞在者」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 循環型社会 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第1項に規定する循環型社会をいう。
- （3） 低炭素社会 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の排出の量の少ない産業及び生活様式が構築された社会をいう。
- （4） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （5） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- （6） 循環資源 循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的かつ活力ある発展が可能な循環型社会及び低炭素社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者、市民及び滞在者の公平な役割分担の下で相互に連携しつつ、適切に行われなければならない。

4 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の区域内の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全及び創造に関する理解を深めるために必要な措置を講じなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。
(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となることを抑制すること。
- (2) その事業活動に係る製品その他の物が循環資源となった場合には、これについて適正に循環的な利用（循環型社会形成推進基本法第2条第4項に規定する循環的な利用をいう。以下同じ。）が行われること。
- (3) 循環的な利用が行われない循環資源については、その適正な処分が図られること。
- (4) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在期間において、環境への負荷の低減に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 第4条第1項の施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、里地、里山、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (5) 潤いのある都市の景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保全及び活用を図ること。
- (6) エネルギーの有効利用、循環資源の循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理の促進を図ること。
- (7) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定等)

第9条 市長は、第4条第1項の施策を総合的かつ計画的に推進するため、佐野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、事業者及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、佐野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

(報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき講じた施策の実施状況を明らかにするために報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

(助成の措置)

第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第14条 市は、事業者、市民及び滞在者が環境の保全及び創造についての理解を深めるため、家庭、学校、事業所等において、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進を図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う自然保護に関する活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が市の施策と連携し、促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の支援を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切に実施するため、環境の状況その他の必要な事項について調査研究を行うものとする。

(監視等の体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、観測、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第19条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 市は、その機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、事業者、市民及び民間団体等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境保全に対する市の責務)

第21条 市は、地球環境に与える負荷を低減するための施策に率先して取り組むとともに、地球環境保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、地球環境保全を推進するため、地球環境の状況その他の地球環境保全に関する必要な情報を適切に提供しなければならない。

(地球温暖化防止に対する市の責務)

第22条 市は、地球温暖化防止のための総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地球温暖化防止に対する事業者等の責務)

第23条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 滞在者は、その滞在期間において、温室効果ガスの排出の量を削減するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(環境審議会)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、市長の附属機関として、佐野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 環境の保全に関し学識経験のある者

(2) 市議会の議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民生活部の所管に属する事務を担当する副市長

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(佐野市環境審議会条例の廃止)

2 佐野市環境審議会条例(平成17年佐野市条例第154号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に存する佐野市環境基本計画は、第9条第1項の規定により定められたものとみなす。

4 附則第2項の規定による廃止前の佐野市環境審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第1条の規定により置かれた佐野市環境審議会は、第24条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行の際現に旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命された佐野市環境審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第24条第4項の規定により審議会の委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命された佐野市環境審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2. 策定経過

平成 25 年 8 月 23 日（金）	第 1 回佐野市環境基本計画策定市民懇談会 （テーマ：生活環境の保全や 3R）
平成 25 年 8 月 29 日（木）	第 2 回佐野市環境基本計画策定市民懇談会 （テーマ：再生可能エネルギー、自然環境の保全や環境教育）
平成 25 年 10 月 28 日（月）	第 1 回佐野市環境基本計画策定委員会
平成 25 年 11 月 13 日（水）	第 2 回佐野市環境基本計画策定委員会
平成 25 年 11 月 21 日（木）	第 1 回佐野市環境審議会
平成 25 年 12 月 5 日（木）	第 2 回佐野市環境審議会
平成 25 年 12 月 19 日（木）	第 3 回佐野市環境審議会
平成 26 年 2 月 5 日（水） ～3 月 5 日（水）	パブリック・コメント

3. 策定体制

(1) 佐野市環境審議会

区 分	委 員	備 考
学識経験のあるもの	◎ 秋 山 欣 治	佐野市医師会顧問
	藤 波 一 博	佐野商工会議所副会頭
	大 芦 宏	佐野農業協同組合代表理事組合長
	加 藤 正 博	佐野市環境衛生委員協議会会長
	○ 上 岡 昭 子	男女共同参画ネットワークさの
	上 岡 裕	NPO 法人エコロジーオンライン理事長
	新 井 富 夫	みかも森林組合代表理事組合長
	穂 積 元	佐野短期大学総合キャリア教育学科教授
	土 澤 利 雄	栃木県石灰工業協同組合専務理事
	田 口 博 一	佐野市環境ネットワーク会議代表
市議会の議員	久 保 貴 洋	佐野市議会議員
	青 木 伸	佐野市議会議員
	大 川 圭 吾	佐野市議会議員
関係行政機関の職員	百 瀬 正 人	栃木県県南環境森林事務所環境部長
当該事務を担当する副市長	落 合 正	佐野市副市長

◎ 会長 ○ 副会長

(2) 佐野市環境基本計画策定市民懇談会

区 分	委 員	備 考
公募に応じた者	○ 吉 田 登志幸	
	諏 訪 健 一	
	諏 訪 一 男	
	星 野 春 彦	
	赤 堀 雅 人	
	長 島 恭 代	
	佐 藤 久 夫	
市民団体又は事業所の推薦を受けた者	◎ 田 口 博 一	佐野市環境ネットワーク会議
	太 田 哲 夫	佐野商工会議所
	廣 瀬 正 道	佐野市あそ商工会
	須 藤 英 行	佐野工業団地総合管理協会
	久 野 光 龍	羽田工業団地連絡協議会
	中 里 聡	佐野市建設業協会
	高 田 利 雄	佐野市設備業協同組合
	齋 藤 幸 一	佐野農業協同組合
	石 山 昌 良	みかも森林組合
	阿久津 正 典	東京電力株式会社栃木南支社
	中 村 進	佐野ガス株式会社
	土 澤 利 雄	栃木県石灰工業協同組合
	宮 下 和 利	栃木県砕石工業協同組合
	牧 島 茂	栃木県鉾山保安研究会
学識経験者	小笠原 雅 彦	栃木県県南環境森林事務所環境企画課

◎ 会長 ○ 副会長

佐野市環境基本計画策定市民懇談会設置要綱

平成19年11月16日

告示第223号

(設置)

第1条 佐野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）又はその変更の策定に当たり、市民、事業所等の意見を環境基本計画に反映させるため、佐野市環境基本計画策定市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民懇談会は、環境基本計画に関する課題及び解決策を佐野市環境基本計画策定委員会に提言する。

(組織)

第3条 市民懇談会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体又は事業所の推薦を受けた者
- (3) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による提言を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市民懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 市民懇談会は、特定の事項を検討するため、部会を置く。

2 部会は、前項の規定による検討の結果を市民懇談会に報告する。

3 部会に属すべき委員は、市民懇談会の委員のうちから、会長が指名する。

4 部会に部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれらを定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

8 前条第3項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 市民懇談会の庶務は、市民生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が市民懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後又は委員の満了後最初に開かれる市民懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 施行日以後又は委員の満了後最初に開かれる部会の会議は、第7条第7項の規定にかかわらず、会長が招集する。

(3) 佐野市環境基本計画策定委員会

委員長	副市長	
副委員長	市民生活部長	
委員	総合政策部長	政策調整課長
	行政経営部長	市民活動促進課長
	こども福祉部長	財政課長
	健康医療部長	行政経営課長
	産業文化部長	クリーン推進課長
	都市建設部長	健康増進課長
	監査委員事務局長	農政課長
	水道局長	農山村振興課長
	議会事務局長	都市計画課長
	教育総務部長	都市整備課長
	生涯学習部長	道路河川課長
	農業委員会事務局長	学校教育課長
		生涯学習課長

佐野市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成19年10月24日

訓令第30号

(設置)

第1条 佐野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）又はその変更の策定に当たり、市が策定する環境基本計画との整合性を図り、及び佐野市環境基本計画策定市民懇談会からの提言を検討するため、佐野市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、環境基本計画又はその変更の原案を作成し、これを市長に提出する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市民生活部の所管に属する事務を担当する副市長を、副委員長は市民生活部長を、委員は別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日訓令第8号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部長 行政経営部長 こども福祉部長 健康医療部長 産業文化部長 都市建設部長 監査委員事務局長
水道局長 議会事務局長 教育総務部長 生涯学習部長 農業委員会事務局長 政策調整課長 市民活動促進課長
財政課長 行政経営課長 クリーン推進課長 健康増進課長 農政課長 農山村振興課長 都市計画課長 都市整備課長 道路河川課長 学校教育課長 生涯学習課長

4. 用語解説

【あ行】

ISO14001

環境管理に関する国際規格で、正式には「環境管理システム—仕様及び利用の手引き」で環境管理システムを構築する際に事業者には要求される事項が記述されています。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くずなどが一般廃棄物となります。一般廃棄物の処理は、原則として市が行います。

エコアクション21

主に中小企業向けに環境省が策定した認証・登録制度をいいます。環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告するための方法を定めています。

エコツーリズム

自然の生態系や歴史的文化的な遺産の保護と保全という活動に、観光という余暇活動が加わった、生態系の維持と保護を意識した旅行のことをいいます。

エコドライブ

適正なタイヤ空気圧の点検、アイドリングストップ、法定速度の遵守、急発進・急加速や急ブレーキを控えるなど、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転方法をいいます。

オゾン層

地上から約10～50km上空の成層圏に存在しています。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たします。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し、再放出する気体をいいます。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

【か行】

外来種

人間の活動により外国から入ってきた種をいいます。

合併処理浄化槽

し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂等）を併せて処理することができる浄化槽をいいます。

環境基準

国が定めている基準で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくシステムをいいます。

間伐材

育成段階にある森林の樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採し、残存木の成長を促進する作業を間伐といいます。間伐で生産された丸太が間伐材となります。

kg-CO₂

地球温暖化につながる物質（温室効果ガス）は、二酸化炭素だけではなく、メタンなど数十種類以上存在します。仮にそれらを全て二酸化炭素とした場合、どれくらいの量なのかを表すときに使われる単位です。

光化学オキシダント・光化学スモッグ

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が光化学反応で生じた「光化学オキシダント」や視程の低下を招く粒子状物質を生成する現象を光化学スモッグといいます。これらは呼吸器障害の原因となります。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。

コージェネレーション

発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式をいいます。

こどもエコクラブ

子供たちが地域の中で、主体的に環境学習及び環境の保全に関する活動を行うクラブをいいます。環境省が「こどもエコクラブ事業」として支援しています。

【さ行】

再生可能エネルギー

有限で枯渇が心配される石油や石炭などと異なり、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給されるエネルギーをいいます。現在、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスによる発電について、国の普及策（固定価格買取制度）が推進されています。

里地・里山

奥山と都市の中間にあった、集落とその周りの森林と農地で構成される地域を指しています。古くから人々が慣れ親しんできた雑木林、水田、草地などがありますが、これらは農林業に伴う様々な人の働きかけを通じて作り出され、維持されてきたものです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど、法で定められている20種類の廃棄物をいいます。

酸性雨

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物等の強酸性物質が溶けこんで強い酸性を示す雨や霧で、一般にpH5.6以下の雨を酸性雨といいます。

持続可能な社会

有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会をいいます。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会をいいます。

水源かん養

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能をいいます。また、雨水が森林土壌を通過することにより水質が浄化されます。

水生生物調査

河川に生息する水生生物の種類を調べることをいいます。この調査により、その地点の水質を判定することもできます。

生物多様性

地球上に存在する全ての生物の間に違いがあることをいいます。種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含みます。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類は、主としてものを燃やすことから発生し、処理施設で除去しきれなかった場合、大気中に排出されます。また、かつて使用されていたPCBや一部の農薬に不純物として含まれていたものが底泥などの環境中に蓄積している可能性があるとの研究報告もあります。

多自然型工法

近自然型工法ともいい、土木工事に際して、コンクリートなどの無機素材にかわって、植物や土壌などの生物素材を中心とした材料を用い、より地域の自然に近い状態を創出し維持する工法をいいます。

地産地消

地元生産、地元消費の略語で、地元で生産されたものを地元で消費することをいいます。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待されます。また、輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができます。

【な行】

生ごみ処理機器

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機には、温風で乾燥する熱処理式と微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

農業集落排水

農業集落からのし尿、生活雑排水を処理する施設をいいます。公共用水域の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善等を目的としています。

【は行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものです。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機性汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量をいいます。この数値が大きいほど川は汚れていることになります。

PRTR制度

化学物質排出移動量届出制度のことで、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような排出源からどのくらい環境中に排出したかなどのデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいいます。

フロン類

炭素と水素の他、フッ素・塩素・臭素などのハロゲンを多く含む化合物のことをいいます。冷蔵庫や空調の冷媒、溶剤として使われてきましたが、オゾン層破壊及び地球温暖化の原因物質であることから、国際的に大幅な制限がなされました。オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンを特定フロンといいます。

平地林

都市や農村における身近な生活環境の中にある平地部の林をいいます。栃木県では、標高300m以下の林としています。

【ら行】

リサイクル (Recycle)

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却時の熱を回収するサーマルリサイクルなどがあります。

リデュース (Reduce)

廃棄物の発生を抑制することで、不要なものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

リユース (Reuse)

物を繰り返し使うことで、一度使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。



しょうぞう（SHOZO）くん
佐野市田中正造翁没後百年顕彰事業
イメージキャラクター

佐野市環境基本計画
平成 26 年 3 月
発行 佐野市
編集 市民生活部 環境政策課
〒327-0398
栃木県佐野市田沼町 974 番地 1
電話 0283-61-1155



さのまる
佐野ブランドキャラクター
ゆるキャラ®グランプリ2013グランプリ

